

第七十二回 参議院内閣委員会 會議録第二十四号

昭和四十八年八月三十日(木曜日)
午前十時四十四分開会

委員の異動
八月二十九日

辞任 世耕 政隆君
補欠選任 金井 元彦君

出席者は左のとおり。
委員長 高田 浩運君
理事 内藤 三郎君
中山 太郎君
山本 茂一郎君
片岡 勝治君

委員

金井 元彦君
源田 実君
長屋 茂君
西村 尚治君
町村 金五君
上田 哲君
鈴木 力君
鶴岡 哲夫君
黒柳 明君
宮崎 正義君
岩間 正男君
金丸 信君
建設大臣 金丸 信君
政府委員 人事院事務総局 尾崎 朝夷君
給与局長 小林 忠雄君
首都圏整備委員会事務局局長

説明員

事務局側

行政管理局行政管理局長 平井 勉郎君
行政管理局行政管理局長 大田 宗利君
環境庁自然保護局長 江間 時彦君
文部省管理局長 安嶋 彌君
建設大臣官房長 高橋 弘篤君
建設省都市局長 吉田 泰夫君
建設省河川局長 松村 賢吉君
建設省道路局長 菊池 三男君
建設省住宅局長 沢田 光英君
自治大臣官房審議官 森岡 敏君
常任委員会専門員 相原 桂次君

参考人

大蔵省主計局主計官 藤仲 貞一君
大蔵省理財局国有財産第一課長 村上 哲朗君
大蔵省銀行局銀行課長 清水 汪君
農林大臣官房参事官 松山 光治君
農林省構造改善局建設部開発課長 木村 勇君
農林省畜産局畜産経営課長 白根 亨君
水産庁漁政部長 渡辺 武君
資源エネルギー庁公益事業部技術課長 下邨 昭三君
建設大臣官房官庁官制部長 上山 勝君

日本住宅公団理事 播磨 雅雄君
日本道路公団総裁 前田 光嘉君
日本道路公団理事 三野 定君
首都高速道路公団理事長 鈴木 俊一君

本日の会議に付した案件
○参考人の出席要求に関する件
○建設省設置法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を開会いたします。
まず、委員の異動について御報告いたします。
昨二十九日、世耕政隆君が委員を辞任され、その補欠として金井元彦君が選任されました。

○委員長(高田浩運君) 次に、参考人の出席要求に関する件についておはかりいたします。
建設省設置法の一部を改正する法律案の審査のため、必要に応じて日本道路公団及び首都高速道路公団の役員を参考人として出席を求めたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(高田浩運君) 御異議ないと認めます。
なお、その日時及び人選等については、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。
〔異議なしと答へる者あり〕

○委員長(高田浩運君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(高田浩運君) 次に、建設省設置法の一部を改正する法律案を議題といたします。
これより質疑を行ないます。
質疑のある方は順次御発言願います。

○上田哲君 本日は、道路問題、特に高速道路を中心に道路行政の根本問題について、できるだけ具体的な問題にも触れながら御見解を伺いたいと思います。

個々の問題もしっかりお答えいただきたいと思うんでありますけれども、まず最初にしっかりとおきたいのは、現代における道路哲学ということだろうと思います。近年の開発政策、日本列島改造論というようなものに象徴されるような、高度成長政策に基づく開発政策というものが、いわば利便というテーマに大きく促されて、総じて環境というようなものの配慮を欠いてきたところがいま大きく反省をされなければならいせん。まあ自然とか、田園とか、都市の中のいこととか、こういう問題が経済社会の発展ということばの中で大きく忘れ去られてきているというふうに思っています。まあ、これ以上こうした発展をのみ追求していくならば、人類の危機に足を踏み込むことになるんじゃないかというようなことさえ大いにいわれているときであります。極端に言えば、経済成長が大きく落ち込むことになっても、そうした人間性を阻害しないということへの配慮を政策的には大きく拾い上げなければならぬのではないかとこの時代に入ってきたであろう。成長率ゼロというものが決して理想や目的であるはずはないけれども、経済成長をとめてはならないという命題が、環境破壊の理由となるべき正当性は失ったという時代にあるんだろうと私は思います。そういう考え方をしっかりと踏まえて建設行政が行なわれなければならない。まずその辺をしっかりと

まあ哲学的観点からですね、大臣の基本的見解を承っておきたいと思ひます。

○國務大臣(金丸信) ただいま上田先生から御指摘のように、きょうの時点において、ただつくればよいという時代でないということは当然だと私は思ひます。まず人命尊重ということとは十二分に考えるべきことでありまして、道路をつくるにいたしましては、道路をつくるのが先であるかというのを考えてみると、まず道路をつくる前に、人間環境はどうなっているんだと、地域環境はどうなっているんだというように、まず考えなければならぬ第一点だろうと私は思ひます。それで、そういう意味で、排気ガスの問題や騒音の問題等についても考えなくちゃならぬ問題点もあると思ひます。戦後間もないころは、ただ道路をつくれればよい、こういうようなことと、また、つくってもらいたいという国民の要望でもあったけれども、いまはそういう時代でないということも十分認識しなければならぬ。しかし、道路は公共のものでありますから、公共のために、万人のために道路というものは必要であるということも考えなくちゃならぬ。万人のための道路でありながら、いわゆる道路をつくるのには対話をしながら、対話のある道路をつくらなければならない、こう考えておる次第であります。

○上田哲君 対話の道路という、新語であります。これはまあひとつ感じとしてはわかるような気がします。行政がそこにどれだけ具体的な新しい理念を注入するかということ伺ひたいのです。

そこで、問題になるのは、今日しきりにいわれている車公害とか道路公害という問題であります。道路と、そこを走る自動車とが諸悪の根源である、こういうふうな認識されてくるようになってあります。光化学スモッグ、騒音あるいは排気ガスのもたらす被害、交通事故、確かにそういうことを考えますと、諸悪の根源ということばもゆえなしとしないという感じがいたすのでありますけれども、こういうような現象を考えてみますと、先

ほど来の大臣の御発言とのからみで、ひとつ根本的な道路行政あるいは道路建設計画の点検ということもなければならぬと思ひますが、現状は、建設省は全国の高速度道路網をはじめ、道路建設計画の拡充をおお基本政策としておられる。ただ、そういう方向がかわらないということであつては、道路拡充一本やりの姿勢の中で、いま言われたような新しい時代に対応する道路哲学も生まれないであらうし、また言われるような対話の道路ということもむずかしくなるのではないかと。そこで、はたして、そういう拡充一本やりの道路政策というものに転換の必要はないのかどうか。それをどのように認識しておられるかを伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(金丸信) 道路の問題につきましては、現在、ただつくればよいということではないわけですが、まあ日本総合開発と申しますが、東京の人口も減らさなくちゃ、開拓しなくちゃならない、あるいは工場も分散しなくちゃならない。それは東京の再開発である。また、そのためには東京の地震対策にも対応する、こういうようなことを考えてみまして、いわゆる地方の開発もあえてしなければならぬ。それは同時にする、あるいは地方の開発を先にやるか、こういう問題もあると私は思ひます。そういう意味で、地方の開発をするためには、まず、いしずえである日本縦貫自動車道路というものを、つくることによって、あらゆるところに行くのに、国民がその道路で便利すると、こういうようなことも考えます。この道路は整備すべきである、こういうような考え方を持っておるわけですが、先ほど来お話がありましたように、交通公害の問題、あるいはその他もろもろのこれをつくるために問題点があるわけですが、そういう問題点も十分話し合ひで、対話のある道路をつくっていく、道路はつくらなくてはならない、こういう一方は、自動車はふえる一方

であるというように考えてみますと、道路なしに自動車が行くわけじゃない。こういうことも考え、また、東京にあるいは都会に道路をつくれればよい、そこにまた自動車が集まってくるというように悪循環もある。こういう問題は、どうすべきかというところで、いま一つ大きな悩みであります。検討もいたしておるわけですが、どうやら、どちらにいたしても、この自動車の問題を解決しなければ、生産台数というように問題を解決しなければ、道路の問題も、ただそのままにしておけばよいというわけにもいかないという面もあると思ひます。まあ、どちらにいたしましても、この道路という問題につきましては、いままでのような考え方では、戦後の道路をつくるというような考え方では道路をつくるわけにはいかない。あくまでも基本的な人命尊重という問題を中心にして道路をつくるということが当然だと私は考えておるわけでございます。

○上田哲君 いままでのような考え方ではいけないんだと、あくまでも人命尊重ということである。ただ、一つだけひかかるとすれば、大臣の考え方の中には、やはり道路と環境ないし人との調和というようにおありだろと思うのですが、その調和ということの意味が、単に二つのものをうまく組み合わせるというように、あるいはその中で、やはり経済活動の効率化を目ざしていくということでは、やはりもう通用しないのではないかと。日光の太郎杉の例がたいへんいい教訓だと私は思ひます。けれども、その今日の調和というのは、経済活動を、場合によっては社会的にもその一部の利便を犠牲にしても自然や環境や人権を守る、こういうことが原則としてしっかり打ち立てられなければ、道路行政の基本は社会生活になじまないものになっていくであらう。政策の基本はそれでなければふさわしくないであらう。私はそこをどうやって重ねてひとつ伺ひたいと思ひます。

○國務大臣(金丸信) ときに、場面によれば、人命尊重という意味からいえば、道路も犠牲にしなければならぬという場合もあると私は考えます。また、ときに道路は公共性のあるものであるから、万人のために一部の人のしんぼうというものはなくちゃならぬという問題もあるだろうというように、考えるわけでありまして、まあ、あなべて、あくまでもその中で話し合ひで進めていくことが、そしてまた、その道路をつくるにいたしまして、人命尊重を中心にして、騒音の問題や、あるいは日照権の問題や、交通安全の問題等、こういうものも含めながら、話し合ひをして理解を得て道路をつくるということが適切ではないかと、こう考えておるわけでありまして、

○上田哲君 ちょっと神経質になつておりました。一部の人のしんぼうという表現にたいへん不安を感じます。私が申し上げているのは、経済活動や、そうした意味での利便を犠牲にしても、一人の人も傷つけないようにと、こういうふうなひとつ理解を共通にしたいと思ひます。そこで、人権と利便とかいふことがありましたが、大まかまとめて言いますと、環境権の問題というところに帰着するのではないかと、思ひます。で、その環境権という権利概念ですね、これについて大臣はどのように認識されておられますか。

○國務大臣(金丸信) 環境の権利というものは、人間ひとしく持つておるものでありまして、私は、そういう意味で、この権利というものは十分な主張もできますし、また、その権利は十分に尊重してやらなければならぬということだけは当然だと、こう思ひます。

○上田哲君 ちょっと意を尽くされてい過ぎるようには思ひますが、確かに、環境権というのは法律でその内容が明らかになっている、権利概念が確定されているということではあります。ありませんから、やはり高邁な政治家としての見識が吐露されない限り充足されたい。私はいま成熟段階だと思ひます。私はここで法律解釈を求めようとは思ひません。

思いません。しかし基本的な最低限度の生活二十五条にいう「健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」、この現代的な一つの内容概念ではないか。もっと具体的に言うならば、四十八年五月十二日の阪神高速道路についての神戸地裁の決定というのが、これについての見解を示しているものだと思います。これはまあ当然道路行政に携わる方の常識でなきやならないと思うから、あえて見解をたたくことはやめまされども、特に申し上げておきたいことは、ここでは、この神戸地裁の決定では、今日の裁判所の判断としても、新しい権利として、住居環境に関する権利、これを不当に侵害されれば環境利益不当侵害防止の権利が生ずるんだと、そしてこれに基づき差し止め請求権が生ずると、こういうことをはっきり打ち出しているわけです。先ほど申し上げたように、ここで法律論を展開しようとは思いませんけれども、こういうふうな環境権という考え方が、道路を含めた地域開発が優先する、そしてまたこれが大きく人間生活を阻害しているという、時代が生み出した当然の権利概念である、あるいはやむを得ざる権利である。そういう立場で、私は行政が、ポリシーが、この環境権といういわば正当防衛権概念とでもいふべきものをどういうふうに吸収していくかということが大事だと思います。その限りにおいて、大臣の基本的見解をまず承りたいと思います。

○国務大臣(金丸信) 環境基準というふうなものがあるわけですから、そういうものを十二分に順守していくことが必要であらうと、こう私は考えております。

○上田哲君 つまり、この環境権というのは、空気が青くて空気がきれい、水が澄んでいて、胸いっぱい空気を吸って、腹いっぱい水を飲んで、何にも心配がなければ必要としないと言ってもいい権利です。権利概念ですよ。こういうものが出てきたというのは、近代都市公害とでもいいましょうか、まさしく産業開発というものが進んだ、しか

し、その裏側で人間が安心して空気も吸えない、空も見られない、住んでいられないということから出る一種の緊急避難権利だと私は思っているわけですから。だから、それを押し詰めている一方の、何といましようか、犯罪者とはあえて言いませんけれども、原因者となるべきものは一つは道路である。車公害というのは諸悪の根源であるといわれているのはそこにあるわけですから、そういう行政の担当をしておられる大臣が、この環境権というものを、そういう立場において最大に圧迫しないように、尊重するようにしていこうというしっかりした基本概念をお持ちであるかどうか、こういうことを私は確認しておきたいのです。

○国務大臣(金丸信) 原則論としては、私は先生の御指摘のとおり考えております。

○上田哲君 その御見解はけっこうであります。念のために申し上げるが、神戸地裁決定は、正当な侵害としての公共性ということはありません。概念としては、しかし、これが不当に侵害されたときには、当然に公共の利益の優先論は立たないのだと、そういうところどころ環境権というものを立てていくところを十分認識した上で、単なる両方立てようという調和論でない道路行政論をひとつしっかりここで展開していきたいと思っております。

そこで、中央高速道の現況についていきたいんですが、ありますが、大臣、去る二十六日に中央高速道路の調布インターで、調布市議会、調布市が中心になりました、インター閉鎖という実行行動が行なわれました。この現況をまず説明していただきたい。

○政府委員(菊池三男君) 現況の説明でございます。御承知のように、中央高速道路は調布から西が開通しております。終点が高井戸になっておりますけれども、その間が現在供用開始しております。工事の一部、北鳥山地区におきまして、地元との話がつきませんで、現在約八百メートル工事が中止しております。それ以外のところは一応

工事は完成しておりますが、まん中が抜けておりますので、その一番近いインターチェンジからの出入りということで、調布から西のほうが開通しております。

細部についてはまた後ほど申し上げますけれども、鳥山地区につきましては、できるだけ早く地元の方と話し合いをつけまして、早急に工事にかけ、そうしてでき上がった姿で供用開始したいということを考え、いま道路公団のほうも、鋭意そういう意味で話を進めておるところでございますが、まだ了解の域に達しておりません。これは公団と、それから東京都、それから住宅供給公社、それと地元の方と、四者の方々の四者協議会というものをつくってやっておるわけでございます。

そこで、それがおくれしておりますために、中央道の八月、八王子から来た車が調布へみんなおりるということで、そのおきた車が、調布から国道二十号線を抜けていくわけでありまして、二十号線もすでに相当交通量が増えております。さらに加えて、高速道路からおりるということで、場合によれば裏道のほうへ逃げていく車もあるというところで、調布の裏道のほうの道路も非常に混雑してきておるというところから、調布の市、市長、それから市議会が、インターチェンジを閉鎖してくれというのを公団のほうに申し入れておるわけでございますが、なかなか簡単に閉鎖することはできません。したがって、いろいろ対策を講じて、地元のまた調布のほうと話をしておりますけれども、また具体的に、そういう工事等によりまして、現状がひどくならないように、交通の混雑に拍車をかけるようなことにならないように、対策は十分講じておりますけれども、まだ話し合いがつかないで、この前の二十六日にインターチェンジ閉鎖というふうな事態が起きたわけでございます。

私も、調布の地元の方のお考えもよくわかりますが、単なる閉鎖という形では根本的な問題としては解決しないと思っておりますので、できるだけ

早く全線開通というふうな形に持っていきたいというふうに考えております。

○上田哲君 こまかい点は後ほど具体的に伺ってまいりましょうけれども、大臣、市長が先頭に立って、市や市議会や、そうした人たちがわざわざインターチェンジへ出かけて実際に車が通るのを阻止する、この暑い盛りに、これはよくよくのことだろうと思うんですよ。聞くところによりますと、警察署の広報カーが出まして、いま市議会議員たちのやつていることは違法行為である、こういうスピーカーを大きく鳴らして叫んだというふうな事態も報告をされております。私は、もうこれ自体はたいへんけしからぬことだと思っておりますけれども、いずれにしても、建設行政の責任者である建設大臣の御感想をまず承りたいのは、市長以下これだけの人たちが、こういう行動に出なければならぬ、これはよくせきのことである、と私は思う。また話し合いを十分に詰めておられると、またそのお話の中では、裏道まで車があふれてたいへんなことになっているんだという実態も御説明になったようにも受け取るんでありますけれども、やはりそういう問題を解決しないで、この事態を現象的にのみとらえるということではできないであらう。一体どのような責任感を、裏づけとした感想を持っておられるか、そのことをまず大臣から承っておきたいと思っております。

○国務大臣(金丸信) この問題につきましては、市議会からも強い陳情の要請があったわけでございます。あそこを閉鎖するぞということまで陳情をいただいたわけでございますが、できるだけ善処する、ぜひ強硬手段に出ないように、私のほうでもできるだけ善処して、この問題を公団と話し合っているからというところでいたしたわけでございますが、あのような事態を起こしましたことにつきましては、責任を痛感いたしておる次第でございます。

ただ、私も山梨県でございますから、あのインターからのぼりまして甲府へ帰るわけでございますが、いかにせん、調布のあの辺の渋滞というも

のはまことにいらすような状況であることは、私が申し上げるまでもないわけでありまして、また甲府のほうから帰るについて、調布のインタールから、えらい道路が渋滞しているから横道へ入ってしまおうというようなこと、その横道へ入ってしまつたために交通災害その他騒音の問題、いろいろな問題を惹起してある。これも十分私も目で見えて、はだで感じているところでありまして、また環状八号線あるいは二十号線等の住民にも非常な迷惑をかけておるわけでありまして、そういう意味で、いま日本道路公団は、高速道路との間をつなぐことができないというような問題が大きな問題点でありまして、この問題は十分話し合つて、早急に詰めて、金がかかるんだつたら金をかけてもやるべきだ、住宅を移すんだつたら住宅も移して思い切つたことをやりなさい、こういうことを私は公団の總裁にも指示いたしておるわけですが、いいます、どちらにしても、一日も早くこの問題を解決するように、なお一その努力をいたしたい、こう考えております。

○上田哲君 道路局長の御説明の中にも鳥山地区の話が出ておりましたから、私は議論としては、ちよつと分けて話しをしていきたいと思ふんですが、念のために一つだけ確認しておきたいんですが、八月二十四日付の朝日新聞の夕刊と、八月二十八日付の読売新聞の夕刊の報道によりますと、建設大臣は十月強行着工、こういう考えを表明されたようでありまして、この真意は何ですか。

○國務大臣(金丸信君) 一応この問題につきまして、道路公団の總裁ともいろいろ話し合つたわけでごさいます、大体話のしかたがなまぬい、もっと詰めて、先ほど来申し上げましたように、金のかかるのは金がかつてもやむを得ぬということ、詰めるなさい、便々として延ばしている手はないじゃないかと。先ほど来申し上げましたように、このインタールのために迷惑している住民の大多数のことを考えれば、地域住民、公団住宅に住んでいる人、こういうような人たちの反対、これ

を納得させるような方法もとれない。そういうことで、このまま便々としてはいけなから、十月をめどに交渉をしない、こういう話を私はいたしたわけでごさいます。

○上田哲君 十月強行着工ではないわけですね。○國務大臣(金丸信君) 十月をめどに強行着工もするといふような気がまあでひとつ進みなさい、そうして交渉をしない、こういう話をいたしたわけでごさいます。

○上田哲君 先ほど来のお話の中に、よく話し合ひをするんだ、あるいは大臣の先ほどつくられた新語は、話し合い道路というものでありましてけれども、話し合い道路を基調にして私は話をしてみたいと思ふんですが、とすると、着工には話し合いということが前提になるわけですね。

○國務大臣(金丸信君) もちろん、話し合ひもこれは十分にやらなくちゃならぬ。私は、建設大臣就任の建設委員会の所信表明でも、対話のある道路をつくっていくことがこれからのあり方だといふ考え方をもちております。しかし、いまのあのインタールの、鳥山の問題のつながらないところをつなぐため、これがつながらないために及ぼしている悪影響というものもあるわけでありまして、地域住民の人も、こちらの言うことも聞ける、またそちらの考え方も十分に述べていただいて、十分話し合ひでいく。私はとことんまで、着工を十月やらなければならぬということになつたら、ひとつ強硬な気がまあでやらなければこの話は進まない、こういう考えに立つて述べているわけでごさいます。

○上田哲君 これは具体的にあとで伺いますから、そのほうに話が混線しないように譲っておきますが、いまのお話は、話し合いが前提である、決して、地元の方も反対のための意思協賛機関といふ科学的なデータの上に立つての意思協賛機関といふようなものをお持ちのようでありまして、その話し合ひを熟慮させるというのを前提として、強い気がまあでいけというのは、その話し合ひを熟慮させることについて強い気がまあでいけと、話

し合ひが成立しなくてもやつてしまふという強い気がまあではないのだということだけは確認して先に進んでいいですね。

○國務大臣(金丸信君) それが最大の私の願いであります。ぜひそういうふうに地域住民の方も理解していただいて、この話し合ひに乗っていただけるように御協力を願いたいと私は考えておるわけでありまして。

○上田哲君 話を先に進めていきます。大臣のお考えは、中央高速道と首都高速四号線を、かねての計画どおり結合する、こういう方針と伺つておりますけれども、そこで、東京の高速道路の近況を伺いたいのは、最近の渋滞状況、ランプの開鎖状況、ところによつては車線の制限もしているようでありまして、その状況をなるべく簡単に御説明をいただきます。

○参考人(鈴木俊一君) 最近の高速道路の需要の状況でごさいます、渋滞の状況がだんだんとひどくなつてきておるといふことは、ある程度事実でごさいますけれども、これをどういうふうにとつていかに交通規制によつて調節をしていきたい、こういうことで鋭意努力をいたしておるわけでごさいます。数字でちよつと現状を申し上げますと、渋滞の状況が、四十六年は一日平均で申しますと十二・六回、四十七年は十七・四回といふようなことで、若干ふえております。また、渋滞と申しますものは、大体、いろいろ基準のとり方がございますけれども、時間の速度が二十キロぐらい、一キロ以上渋滞の延長が続いたというのを自然渋滞と申しておりますが、そういうようなことと、それから事故等によりまして渋滞とございますけれども、いま申し上げました数字は、そういうものを含めまして平均的に申しますと一日十二・六回の四十六年の状況が、四十七年は十七・四回になつたといふようなことでございます。

○上田哲君 首都高速の行き詰まり状況というの、近年非常にやほり激化しているというふうな一言で言つていいと思ひます。そのことが、きのういたしたそちら側の資料によりまして、首都

都高速の入口閉鎖回数というのが、一年間で、四十五年は千三百八十回であつたものが、四十七年は実に九千三百二十七回と、これはたいへんな数にのぼつております。これはもう七倍ですから、七倍の渋滞状況だといふふうに言つても大体間違ひはない。閉鎖状況だけで論ずることはできないかもしれないけれども、一つのメルクマールとして、これは非常に重要なことだと思ふなければならぬ。このことの原因が、高速道と首都高速との結合というところで、やつぱり大きく起つて

いると見なければならぬ。

つまり、建設大臣に伺いたいのは、四十六年四月の本委員会、当時の根本建設大臣が私の質問に対して、首都高速道路の混雑状況から見て、都市間高速道路とつなぐのは再検討する、つながらない方向でひとつ検討したい、こういう発言をされているのであります。これは事務当局もびつくりしたようでありまして、政治の大英断である。こういうことが、やつぱりこの都市問題の、たとえびぼう策であるにせよ、今日の状況を回避していく一つの有力な政治判断ではないかと、こういうふうな理解をされてはいたはずであります。ところが、どうもそうならない。この経緯はどようになつたのかといふことを政治判断としてお伺いしたいんです。

○政府委員(菊池三男君) 都市高速道路と、それからいわゆる地方へ出ていきます高速道路、これとの連結のしかたをどうするかという問題でございまして。これは先生御指摘のように、非常に重大で、しかもむずかしい問題でございまして。従来の、十年ぐらい前のときの考え方は、外の高速度道路と、それから首都高速のような都市高速のものと直結しないほうがいいのではないかと、いふ方があったようでごさいます、その後、やはり利用の便利のため、と申しますのは、直結をいたして、そのために渋滞する時間というものはある限られた時間でごさいます、時間帯であります。それ以外のときは、構造的につながらなければ、それを自由にそのまま使える、あるいは土曜、日

確等のすいているときにはそのまま使えるということでありまして、直結して、そして、もし、そういう混雑の時間帯のときには、そこをランプの開鎖あるいは減少というようにことでコントロールをすれば同じ効果があがるのではないかと、しかもそういう混雑でないときにはフリーに使えるということ、構造的には直結しておいたほうがいいんじゃないかというような考え方、現在進んでおります。二年前に、根本大臣のときに、先生からそういうお話がございまして、検討するということも事実でございます。その後いろいろまた検討もやっております。首都公団の中に基本問題調査会という、これは理事長の諮問機関でありますけれども、そういうようなところでもそういう問題が出て、やはり構造的に直結したほうがいいんじゃないかというような考え方、出ております。また道路審議会のほうでも同じような問題が出まして、一応いま直結という形で進んでおります。ただ、ちょっと冗長になりますけれども、直結すると同時に、そういうコントロールということは当然必要となつてまいりますし、また首都高速等につきましては、もつと中の環状道路の整備もやらなければならぬんじゃないかというような考え方、あわせ出てまいりますけれども、いまの直結をするかしないかという問題は、そういう考え方、現在進んでおります。

○国務大臣(金丸信) たいだいま局長から申し上げた点の一つの点であると思ひます。私が山梨へ帰るのに、いわゆる府中のインターから甲府へ帰る、また東名を使って御殿場まで甲府へ帰る。どっちが早いかというと、距離的には相当御殿場回りのほうが長いわけですが、御殿場回りのほうが早く甲府へ着くという現象がある。私は根本先生の言っている考え方というものは一つの見識だと思ひます。そういう場合、都内の自動車というものを相当な制限をして、あるいはいま考えられているモノレールとか、あるいは自動車とか、地下鉄とか、そういうものを十分に配慮して、都内へ入る自動車というものを

相当その中途で遮断するというような考え方を持つてやることのできるならば、そういう考え方、一つの考え方じゃないかと、またそう今後やらねばならぬ時代が来るんじゃないかという私は考え方を持つております。

○上田哲君 私はどうも納得できないのは、そういうふうにくる見解が変わつたんでは、これは朝令暮改そのものではないか、あるいは委員会における大臣の放言ではないか、非常に不満であります。お話を聞いてみると、たとえば時間によつては渋滞をすることもあつて、そのときはランプを締めやいんだ、あたりまえじゃないですか、そんなことは、動かないときにはとめりやいんだなんて言われたんじや、道路なんて何の意味があるんですか。大体、このごろの高速道路を見ておると、あれは高速道路ではなくて硬直道路ですよ。私は根本さんとあの議論をしたときにも、国鉄だつて一定の時間、列車がとまったら急行料金を払い戻すんだ、高速道路は一体どういうことだ。こんないいかげんな、指示標式もはつきりしてなくて、出場もないところで、料金はいくら高い料金とだれもが感じている料金を、どんなにおくても、どんなに動かなくても取つていく。締めてしまふ。締めてしまふのは申しわけないというところであるに、締めればたいして御迷惑はかからぬだろうと。都合のいいとき、すいているときにだけ使つてくれよなどというばかげたことがありますか。こういうところはですね、対話の道路どころか、市民生活を中心にした道路ではないということですよ。私はそういう考え方というのは根本的に問題だと思つてゐるんだけれども、まあきょうはそのところはちよつとおくんです。時間がつたないからそこはおくから、このところは一言申し上げただけでおくんだが、問題としたいのは、その直結後、渋滞が非常に強くなつてゐる。まあ山梨ということが大臣から二回出たから、私も二回目だから言うんだけれども、大臣が山梨の選出でなかったならば直結しなかったんではなかつたかという見方だつてある

んじゃないかと。いいですか、李下に冠を正さずというところであれば、それくらい一般市民のこの道路についての、渋滞についての、被害についての、車公害についての不満というのは高いのだというところをやはり認識していただかなければ、これは議論が始まらぬですよ。

数字的に私は申し上げたいけれども、よろしいですか、この暑い盛りに市長以下全部あれだけ出るような事態になつたのは、感情的な問題ではないんです。実に数字的な問題で、さつきもちよつと申し上げたように、実に七倍に及ぶ入路が質問したときには、前回質問した当時は結合してはなかつたわけです。結合して以後こういうことになつたんです。そのことのために、そのところを結ばないほうがいいだろうということ、前大臣は言われたんだ。ところが、その後そうでもないほうがいいということになつた。いいですか、じゃあ前の大臣の言つたことは間違ひだつたんですか、はつきりしてください、そこを。

○政府委員(菊池三男) 私は、前の大臣が言つたことが間違ひとか、そういうことではございません。いろいろ考え方がございまして、考え方につきましては、直結するほうがいいという、これの一つの考え方の利点もございまして、それから分離したほうがいいという考え方の利点もございまして、大臣はたまたまその場合に分離することを検討したかどうかということであつたわけでございます。ただ、その分離するのにも確かに一つの解決方法ではありますけれども、分離をしても、やはりその分離化——一度分離はされてますけれども、おりた車がまた高速道路へ上れば、交通の量としては同じでございます。もし直結しておつても、あるいは一たん下へおろしても、もう一回その車の上がり切らねば同じでございます。私はその問題は環状線のもつと整備ということにつながつてゐる問題であつておられます。環状線が整備されれば、そのおりた車はそのままかへ回れる。ところが、いまのような環状の段階では、またも

う一回上がつてくる。そうならばやはり込むことは同じではないかというふうに考えております。確かに、これはしかし、いまそうでありまして、けれども、それでは全部そうなつてゐるかといふと、たとえばまだ関越道につきましてはいま直結ということにはなつておりません。また第三京浜も直結していません。私も、ときどき第三京浜はなぜかの二号線等とつながないんだというところを逆に聞かれることがよくございまして、けれども、まあいまの基本的な計画に従つてやつておる。まあ根本大臣の言われたことは、そういう内容につきましては、いま言つたように単に閉鎖すればいいというふうには——いま先生からおこられましたけれども、私は閉鎖の問題は首都高速の中の問題で、これはもうまさに御迷惑をかけておりますし、そういうような事態になつてゐることについては私も申しわけないと思ひます。ただ、直結するかしないかという問題について述べたので、そうすれば直結しても、構造的に直結しても、構造的に分離をしても、その直結したことをコントロールすれば同じ効果が出るし、それ以外のときには直結したほうがそのまゝ有効に利用できるから、そのほうがいいのだというふうに申し上げたわけで、たいへん誤解を招きました。

○上田哲君 そういう言ひのの議論をしてゐるんじゃないんです。技術論はいろいろ言ひ方があるでしょう、あなた方は専門家ですから。私が言つてゐるのは、一般市民の常識において、議論をする場である国会でわれわれが質問をし大臣がこれに答えた。はつきりしていただきたいのにはシンプルなことですよ。根本大臣が間違つてゐて、金丸大臣が正しいというならそれでいいんですよ。わからないじゃないですか、方針が二つあるということが、どっちかが間違つてゐるんでなかつた、話が通じないことが、国会なり政府のやることでは何となく通つてゐるというふうなことは、被害を受けてゐる側が納得のしようがないということをやつてゐるんですよ。だから、政治

的に答えてくれと言っている。技術的に答えてくれと言っているのではないのです。その政治的に答えるところにいるいろいろな数字が出てきたり、いろいろな話をおっしゃるから、都内のこういう渋滞というものを、ランプさえ締めればいいんだなといういいかげんな話があるかということと言っている。

また繰り返されるから申し上げるのだけれども、そういう、たとえば縦貫道路とか、環状道路とかということをやらないで、片一方だけつないでしまおうというのは明らかに片手落ちではないですか。そういうやり方というもので技術的に説明をするというとはいかぬと言っているんですよ。つないだことがいかぬかという議論はいろいろあるだろうし、それは今日の議論にしないでよろしい。そのことについての可否を問うているのではない。しかし、これだけ大きく、市民生活をほんとうにブルドーザーが走るように圧迫していくような道路行政というものが、すなわち、そんなに政府の、しかも大臣の発言の朝令暮改によって無説明で変えられていくという態度がいかにぬのだと、何が対話の道路であるかと、その姿勢を私は問うているんですよ。その一環としての例として、具体的に、この前のくついでいなかっただけには千三百台の閉鎖回数であったものが、くついでからは七倍の九千三百台になつていてはいないか。台というものはまるまるの台ですよ。そういうふうになつていてはいないか。こういうことになつておることは、ひとつやっぱりつないだというこの結果として見なければならぬのであろうし、そうであるならば説明があるべきじゃないですか。大臣がかわつちやつたらどうでもいいということはないでしょう。そんなに道路行政というものは簡単なことではないのだということを私は言いたいわけですよ。このところはまた同じような繰り返しのなるでありますから、そういうことでは困るのだということを申し上げて、ひとつそういう方針の転換があるときには、国会、委員会の権威にかけて御報告なさい、これ

から。そうでしょう。これは当然な理由があると思う。この方向でやりたいと思うのだと、大臣が答えたとする。その点、何も変更なしにすいすいとやられてしまおうということなら、やらざるばかりですよ。わたしただけではない。うしろ側の住民はどこへ文句を言っていっただけいいのか。これは私はいい慣例でないと思う。こういうことはきつちと起承転結を明らかにするということと約束をしてくださるか。ほかのことは要りませんから、まずそのことだけ伺わせていただきたい。○国務大臣(金丸信吾) 大臣の答弁というものは權威のある答弁でなければならぬし、またそれが朝令暮改になるということは許されぬと私も思います。十分そういう点につきましては注意してまいりたいと思います。

○上田哲君 半坂ぐらいい前進したものと考えてひとつ聞きたいと思いますが、高速三号は開通後間もなく、工事中が非常に多い。これも渋滞の原因になつておりました。予想以上の通過交通量が、台数だけじゃなく超大型トラックの通行量増大というようなことが原因ともなつています。まあたいへんまずい結果が出ていっていることになると思うんですが、この問題は、実は高速の行き詰まりの問題だけではなく、道路公害の問題というところにもなつていいます。社会党世田谷総支部が調査した資料があるんでありますけれども、その沿道住民の七割が、高速三号の開通直後から公害がふえて困つていいると答えております。七割ですよ。これは騒音、排気ガスを調べた別の調査でも実証されておりました。たとえば近くに桜町高校というのがありますけれども、この高校生のクラブが調査をした。この高校生クラブが調査したところでは、騒音は百五十メートル離れた高校の三階でも住宅地の環境基準をこえる騒音、つまり六十ホンだ。こういうふうなデータが出ておるんです。このデータをどんどん出してよろしいけれども、あまりこまかいデータに入ること避けるをいたしまして、こういう状況になつていいるということについて、やはりもっと根本的

な検討がなされなきゃならない。これが足りないとお考えになりませんか。

○参考人(鈴木俊一君) いま御指摘のありました学校の騒音の問題でございますが、高速三号線の沿道にございいます学校の騒音につきましては、ただいま高速道路三号線の全体につきまして防音壁を設置しつづけています。

それから、いまお話しした学校は、道路帯から相当離れているわけでございます。で、高速道路の負担でそこまで調査をするのは現在の方式では困難でございますので、これは東京都の教育委員会のほうにお願いをしまして、そういうものについての防音装置、たとえば窓をより完全なものにいたしますとかいったような、そういうことをお願いするようにしております。都の教育委員会及び区の教育委員会との間に財政的に必要措置を講ずると、こういうようなことでいま話し合いを進めておるところでございます。大体その線で解決をする予定でございます。

○上田哲君 データの上ではもっと出したいこともありまして、不満でありますけれども、もう少し先へ進みます。

そこで、本論の具体的な問題、調布インターに戻して、そこから具体的にひとつ伺っていきますけれども、この二十六日の調布のインター閉鎖の問題、さつき大臣はたいへん責任を痛感しておられると言つたわけでありまして、この市民が車公害、高速公害、一日も早く解決をしてほしい、一般市民の署名がすでに四千名をこえているんですね。これはやはりもう単に地元の市議会や市長さんたちだけが先行をして走っているというようなことではないと、問題は、これに対して建設省や道路公団が有効な回答をしていないと理解される状況があるわけですよ。

そこで、大臣にひとつ伺いたいんですが、中央道の早期完成ということも解決策ではないという——大臣は記者会見で、調布の運動は中央道の開通促進の意味も込めているようだと、こういう見解を述べておられる。これはきょうの新

聞にも出ておりますけれども、本多市長がそういうことではないのだということを特に強調しているわけですが、何か、いかにもこちらとこちらの住民がぶつかり合っているんだというふうな、こういうまるでサル・カニ合戦をうしろからあおっているような感じで行政を進められるというふうな印象があつては非常に私にはよくないことだと思つてます。確かにこの工事の開通促進を願っている人が、この住民の中にはいないとは私は言いませんけれども、全体としてまともなところでは、鳥山のほうはどうなるかということとは調布にとつては無関係である、調布自身の問題をどうするかということとを正確に答えてほしいんだというところが、調布側が建設省及び道路公団に向かつて問うているポイントだと、私はこういうふう

に理解しなければならぬと思つし、そして、それが第二次申し入れの中には、はっきり明記されているというふうな理解をいたします。先ほど申し上げた大臣の記者会見での印象を含めて、こういう二つのエゴイズムのぶつかり合いなどというものは、また、それを促進するなどというような形で行政当局は当たってはならない。調布にとつては、市長及び市議会の意向が、全体が明らかにこれは調布自身の問題を正確に答えよというところであるのだということを、これからの議論の共通の場として持てるのかどうか、この認識を確かめておきたいと思つています。

○国務大臣(金丸信吾) 私はあのインター閉鎖の問題につきましては、実際問題として調布の迷惑をこうもつていいる迷惑というものは非常な迷惑だと、あれがながるというところであるならばスムーズに自動車は東へ流れていく、調布へおる自動車というものは、ただ調布に用のある、あの関係にある、その沿線に用のある自動車だけがおるということになりますから、その自動車の台数というものは微々たるものであろう、そういう意味でこれをつなぐということが一つのわれわれの考へておる考え方と同じような考え方になつていただいておるんじゃないかというふうな考へ

方を持ったわけでございます。いまそのままだし
ておくということであるならば、実際問題調布へ
おりざるを得ないと。いま一時間千八百台の自動
車しか調布におられないような仕組みにいたし
ておるようでございますが、しかし、一時間千八
百台という台数というものは膨大な台数である
ということも考えられるわけであります。これ
でよろしいという調布の市の考えではないようで
ありますし、そういうことを考えてみますと、この
問題を解決するには、どうしてもあの問題、つま
ぐとということが一つの前提であると、こういう意
味で私は申し上げたわけであります。他意あつ
て申し上げておるわけではございません。

○上田哲君 確認しますけれども、調布が求めて
いるのは、調布が反対に立ち上がっているのは、
早く烏山を通せということが目的なのではない。
調布が言っているのは調布自身のことなんだと、
ここで建設省も道路公団も、その方向で話し合
いに入るべきだということも納得されるわけですね。

○國務大臣(金丸信君) よくわかりました。

○上田哲君 そこで、その調布の言っていること
は、この調布のインターチェンジを認めたとき
は、四十三年には貫通して調布は通過点になる約
束だったと、これは衆議院の建設委員会でも、調
布市議会でも約束をしておるわけですが、それか
ら六年たつのに貫通をしていない、これが約束違
反であつて、この責任を道路公団が、道路当局が
明らかにせよということ、これが一つ。

もう一つ大切なことは、この約束違反の結果、
調布市民が現に大きな被害を受けている。数字を
申し上げると、交通事故の死者数が年間千三十
七人、実にこのうち子供が二百人以上です。大
臣。裏通りまで車が二台に達して、インター近
くでは騒音が七十ホンから八十ホンに達する。も
うがまんできる状態ではないからこれを解決させ
よと、最初の約束が違ふではないかと。最初の約
束というのは、四十三年には貫通して、そこで通
過点としてのインターチェンジだったと、ところ
が、そうならないところに非常な不便が増幅して

きていると、この二つであります。かりにいま中
央道の——大臣がちらつと漏らされたように、
これはまあ打ち消されましたけれども、いま中央
道の全通の見通しをつけたとしても、公団が言う
とおりでも完成は二年後でありましょうから、そ
うすると、年間千三百七十人、子供も二百人、騒音
が裏通りでも七十ホン、八十ホンというような状
況は、この間、もつとよくないという保証はあ
りません。その間じゅう調布がずっとがまんし続
けるというのは、いろんな都合はあつたけれど
も、その事情は地元のほうで全部しよえというこ
とにはならぬと思うのであります。烏山問題とは
関係がないと調布が言っているのはそのところ
です。これは烏山問題を通してと、少なく
ともこの期間というのは、それだけのことは同じ
ようにかぶつてくるわけであります。少なくとも
も目の前、もうこれ以上がまんができないという
問題を、これはあつちを通せば済むんだというよ
うな話にされたんでは、非常にこれは行政の怠慢
を露呈することになるだけだろう。対策がしつかり
立てられるべきなのはその点でありまして、そ
の対策がないなら締めてもらいたいと言ふのは、
これはもう住民としては、のどはがらから、子供
は殺されるという住民の当然な要求であつて、正
当防衛、緊急避難だと私は思うんであります。だ
から、策がないなら公団はまさに閉鎖すべきだ。

○政府委員(菊池三男君) 調布の出口のインター
チェンジの問題は、これは確かに全通いたしても
ある程度の交通量でございます。いま、かりに先生
のお話のようにとめるといふようなことをいた
しますと、いまあつて出入りしている車は国道
二十号線の車のほうが全体の量からいいますと非
常に大きくなつております。調布のインターチェ
ンジから出てくる車はそれに比べてたぶん半分ぐ
らいだと思ひます。それをもし閉鎖いたします
と、やはり必要のある車は国道二十号線を走つて
くるのではないと思ひます。そういういたします
と、いま立川、府中のインター、あるいは八王子の
ほうから入つてまいります車がみんな二十号を来

るといふことになりまして、たいへんまた現在の
道路の混雑にも拍車をかけるようになりますし、
また現在の二十号を、もしどうしても必要なもの
が来れば、インターチェンジからおりても、二十
号のほうを走つてきても、交通の量としては、あ
る程度やはり国道のほうへ回つてくるであらうと
いふようなことから、これは公団のほうで地元の
調布のほうへ、こういうふうにしなさいと示してお
ります公団のこの基準が、先ほど大臣が申しまし
たように、一方一時間千八百台をこえるように
なつたら、これは公団のそのインターチェンジで
コントロールいたしますということで、トラ
フィックカウンター等を置きまして、常時交通の
実態をつかみ、コントロールをしていこうといふ
ようなこと、まあそのほかいろいろ具体的にはイ
ンターチェンジ出てからすぐ左折する車がござい
ますので、裏道に逃げる車がございまして、そ
ういうことができないようにいろいろ構造的に障
害物をつくりまして、左折をできないようにした
り、あるいはランプの二車線ランプを一車線にい
ま縮めております。そういうようなこともいろいろ
やりながら、何とかこのままほかもさらに影
響を広げずに、しかも調布の町にとつてもある程
度以上そこへ——千八百台ということを押えまし
て、それ以上にならないようにしたいといふよう
なこと、私どものほうも調布の市長あるいは議
会のほうといろいろ話をやつておるわけでござい
ますが、閉鎖といふことは非常にそういう意味で
むずかしい問題が出てまいりますので、そういう
コントロールといふ形でこのままいかしていただ
きたいといふふうにお考えおるわけでございませ
う。

○上田哲君 そういふことでは全然解決にならぬ
のです。調布では、これは九月早々にまた実力
行動に出ようと、出ようといふよりも出なきやな
らぬではないかと、こういう状態になつてゐるわ
けですよ。その答弁を繰り返しているんでは、九
月早々にまたおやんなさいと、そのあともおや
んなさいといふことにしかならないわけですよ。
だから、たとえば調布インターといふのを大規模

に縮小する。単に車線の制限などではなくて、流
出入車両の数を大幅に減らす規制をとるとか、い
ろんな方法はあるだろうと思ふんですけれども、
車種による規制とか、時間による規制とか、とに
かく車の数を大きく減らしていく方法というの
は、もう少し抜本的にとる方法があり得るではな
いか。こういうことが、いまおつしやつたような
ことではなくて、大きくその検討を進めるといふ
ことにはならぬですか。

○政府委員(菊池三男君) そのとおりであります。
実は高速道路が、また十月ごろに四号線が開通
いたしますと、あるいはさらに交通がふえやしない
かといふ地元の不安もあると思ひます。またあそ
こは首都高速道路と、それから道路公団のいまの高
速道路と、それから下の道路は国道でございませ
う。管理者がみな違います。それにまた交通規制とし
ての警察が入りますので、この問題に對して、み
んな集まつて、そして今後の交通をいかにすべ
きかといふことで、各関係者が集まつて、早急に
この問題についてもさらに検討をして詰めていき
たいといふことで、これは私どものほうが主宰
いたしまして、早急にそういう協議会をつくらうと
いふ考え方でございまして、さらにそういう問題に
ついて詰めるつもりでおります。

○上田哲君 技術的な言い方をしても、調布まで
の中央高速といふのは建設省としては未完成道路
ですね、完成道路とは言わないわけですね。いま
はしかし完成道路と同じようなターミナルの形に
なつてしまつてゐるわけだから、これはおかしい
わけですね。未完成道路としての調布インターの
考え方というのに立つて、きちんとした対策を
検討をする。こういう理解でよろしいですね。

○國務大臣(金丸信君) その問題につきましては、
私も道路局長に、あそこをそのまま来る自動車を
みなおろすといふことを考えたらこの問題は解決
つかない。そういう意味で、トラックは八王子でお
ろすなり、府中でおろすなり、あるいは自家用車
はこうすとか、いろいろな便法を講じて、でき
るだけあそこにおける自動車を削減することを考

えるべきだと、こういう指示をいたしておるわけでありすが、先生の仰せのようにいたしたいと考えております。

○上田哲君 道路公団に伺いたいのですがね。道路公団は、この問題が起きて以来の態度が非常に誠意を欠いている。このことが調布市民を激高させているわけです。とにかく話し合いが大事なんだから、総裁か副総裁が出てきてほしいと言うが、総裁、副総裁は一向に姿を見せない。閉鎖を目前にした時期になってからの回答は、かつてにやんなさいとでも受け取れないようなものがある。当日は現地に対策本部をつくるわけでもないし、事態を傍観するだけで、ただ職員がぶらぶらしていたという形、こういう当局の態度というのが地元を非常に激高させているという実態がまぎれもなくここにあります。二十六日は、とにかくそこで出先の責任者が、これは理事さんのほうでありますけれども、四、五日じゅうには新回答を要する、こういうことでその場の収拾がはかられておるようでありすが、その新回答といたしましては、いまだ建設省、大臣が示されたような方向を十分に含んでいる責任ある内容のものではないか。

○参考人(前田光嘉君) 中央高速道路の調布インターの問題及び北鳥山地区の工事渋滞につきまして、先生方並びに国民の皆さん方にたいへん御迷惑をかけておりますことに非常に責任を痛感し、申しわけないことと思っております。

ただいま御指摘のございました調布市との接触について公団が誠意がないということでございます。私どもの担当者が、当初調布市の関係の方と接触する際に、いささか礼を失した場合もございまして、この点につきましては、私もあとで聞きまして、非常に申しわけないと、こう考えまして、担当の者に戒め、今後は十分責任者がお目にかかり、誠心誠意実情を申し上げ、ものによっては御協力をお願いするという決意をしております。そういう関係もございまして、二十六日には、私があるいは私にかわるべきものを出せとい

うお話がございましたので、担当の理事を派遣いたしました。現地における指導及び問題の衝に当たらせて、その際にさらに市長及び市の議長から、あらためてもう一ぺん総裁と会いたい、そのときひとつまた問題を協議しようという、こういう御提案がございまして、そこで私もさっそくこれを快諾いたしました。来たる九月三日に調布市におもむきまして、市長並びに議長、関係の方々とお目にかかり、この問題につきまして隔意のない意見の交換、御相談をする所存でございます。

なお、先ほど来、その内容につきまして大臣から御答弁がございました。先生からも、調布市の要望と鳥山との問題について、関係がないというお話がございましたけれども、当初調布市の市議会の議長からの私に対する御要望の中には、全線開通の時期について明示をしろと、こういう御要望がございました。そのほかに、その間の交通に對する住民の迷惑についてどう考えているかというふうなこともございました。また公団が自主的に調布インターを開鎖しないという要望もございました。これらにつきましては、私もいろいろ考えまして、先ほど来大臣からお話がございますように、極力話を詰めて、十月までにはぜひ開通をするように話を持っていくという点等も含めて回答いたしております。そういう点等につきましても、私はわれわれの責務といたしまして、一刻も早く北鳥山の問題を解決し、交通をスムーズに流すことによつて、調布市内の二十号線の交通、あるいは調布市内に流入する一般の交通についても相当よい影響が出るだろう。一刻も早く鳥山を解決すること、及びいま局長のお話もございましたように、それ以外の点について、できる限りインターの問題、交通規制の問題等につきましても話を進めることが大事だろうと、こう考えまして、こういう趣旨のことを、さらに九月三日の調布市長及び議長との会談においては申し上げたいと考えております。

○上田哲君 それは困るんですよ。九月三日に行くといいことは私は聞き初めだからけっこうだ、

三日でも、一日でも、一日でも早くいらつしやればいいと思うんですが、大体あなたがいままでお話し合いに出られないことに大きな問題があった。ぜひひとつ、これからほかのことに優先して出られるように要望しておきますけれども、いまのお話の中で、せっかくこれだけ話し合ってきたのに、まだ混乱がある。調布の話は調布のこととしてお話をなさいます。それを鳥山のほうの話をくつつけるというところは、おかしいことになるから、この際、私は時間がないから言いたくはないんですが、住民エゴという言葉は、これは、これは行政エゴですよ。住民エゴというのは、民主主義の一番原形なんでありまして、エゴじゃないんです。これは、まさに大きく産業構造が発達して、現代社会の中での、たとえば今回の問題なんというの、都市問題の矛盾が噴出しているの、それが噴出したのではないんですよ。ほうっておいだろ、のどがやられて、からだやられて生きられなくなっていくものが、正当防衛、緊急避難ではない、ありませんか。それを大きく包み込んでいくのがデモクラシーの新しい都市計画なんだ。そこを、行政のワクの中に入らないものは全部住民エゴなんというふうな考え方で、変な風潮が出てきていることは、非常に日本社会の円満な発展のために私はあぶないと思つていて、行政当局者は、大いにそこを反省をみずから戒めるところがなきゃならぬと私は思ふんですけれども、この議論をしていると時間がないから、残念だが、このところは一言申し述べて先へ行きますけれども、具体的には、どうも何でも調布の問題を解決するには、鳥山を解決すればいいだろうというふうな話になる。何のことはない。こつちの話がこつちに移るだけで、こういう話はいへん困るんです。

その困るところを具体的に言えば、たとえば先ほど来道路局長の話でも、中止されておるのは八百メートルという御説明があった。この辺のところは話がつかないのですよ。現在中央高速道路の工事がストップしておるところはどの区間になっておるのか。いいですか、俗に北鳥山団地というふうな言い方になっておるわけだし、鳥山ということがクローズアップされることになっておるんだが、これは非常に不明瞭です。そうじゃない。東側は杉並区の高井戸地区、ここに公害対策協議会とかPTAの子供を守る会がありますよ。そこで中央高速問題を取り上げています。西側の鳥山も一般住宅があつて同じように問題にしております。ほかに、杉並の浅間橋と環状八号の間で訴訟になっているために工事がとどまっています。こういうところがたくさんあるわけです。それなのに、公団は北鳥山の団地、また八百メートル、そこだけが問題になっているという言い方に終始されている。こういう言い方自身が問題をすりかえるというところになってしまふ。少なくとも正確に問題をとりかえていないというところから間違ひが起きる。そうではないんです。明らかに調布解決のために鳥山を犠牲にするみたいな言い方は、こちら側の弊をこちらに二重に積み上げることになる。さいの川原の五重の塔を積みつくつたって、泣く人たちは片一方にしわ寄せさせることが行政の目的ではないでしよう。だからそういう意味で、まあ抽象的な議論をやりとりしていてもしょうがない。たとえば、その中止区間というものが、北鳥山地区の八百メートルだという言い方ではないかぬのだと、そういうところから出発をすべきだろうと思ふことが一つ。もう一つは、高井戸地区からは中央道については意見は出ていないと、出ているではありませんか。それについて簡単にひとつ、だんだんだんだん時間がなくなりますから。

○参考人(前田光嘉君) お話のとおり、現在工事の中止しておる箇所は、ちょうど杉並区と世田谷区の区境にまたがっておりますので、距離はたしか杉並区のほうが三百五十メートルと記憶しておりますが、その間につきまして、やはり騒音の問題等につきましている地元の方から御意見出ておりました。折衝をしておる段階でございます。

○上田哲君 十分お答えになっていませんけれども、高井戸地区では、最近では、四十六年来工事中止、計画再検討を求める声が起こっており、中止の一月は道路計画に接している富士見丘小学校のPTAの子供を守る会、これは再検討の陳情が出ていますね。経過をさかのぼって言えば、中央高速道のいま問題になっている部分を含めて、かなり広い範囲が計画決定のころからずいぶん問題が多かった。当時でも都市計画決定が僅差の表決でまいったといういきさつもあつたはずであります。それが工事着工の段階になって、ずさんなやり方から北島山団地で問題になって工事停止になった。そのころから各地で高速道路公害、道路公害が問題になった。そこで、最近団地だけでなく、東側も西側も、かねてからの問題、新しい情勢のもとでの新しい問題というのが噴出している。

建設大臣が、これも記者会見で、千人の迷惑を顧みず一人のエゴを通してというふうなことを使われておるようになっていますが、真意でありましょうか。そういうことではない、これは計画の欠陥部分が住民の声によって正されているということになるのであって、千人のために一人の声を通さなければならぬ、私はそういうふうには大臣が言われたのであろうと理解しなければ、これはいかぬと思うんですけれども、そうでしょうか。

○国務大臣(金丸信君) この問題につきましては、新聞記者の方が私の部屋に参りまして、難談で話したわけでございまして、私は、公害の問題も十分考えなくちゃならない、あるいは環境保全の問題も十分考えなくちゃならない、なおかつ十分対話もしなくちゃならない、しかし、全然話に乗ってこない、どうしてもだめだというときはどうするんですかという話がありましたから、それはあくまでも道路公団に速急に話を詰めるように私は指示してあるんだと、こう申し上げたわけでありまして、ただこの道路が、このままほうっておいて、便々としておることが国民のためになるか

ならないかということも考えなくちゃならぬ。千人を殺して一人を生かすか、こういう問題がいまお話に出て、私はそのように言ったかどうかわかりませんが、しかし、千人も生かし、一人も生かすようなことができないことが最善の願いでありまして、あくまでもこの問題は話し合いを速急に詰めていただくというふうな方向で問題を持ってまいりたいと、こう考えています。

○上田哲君 大臣としてはそういう方針以外にはあり得ないと思います。一人のエゴイズムというふうな立場での行政は慎んでいただかなければならぬ。

高井戸地区の実情で少しお伺いしたいんですけれども、中之橋から浅間橋の付近、ここは高速道路が、老人ホーム浴風園というのがありますけれども、老人ホームと富士見丘小学校の間を突っ切っていく、小学校の校舎から三十センチのところを道路用地になっていて、その用地に高速が高架でそびえて、まるで校舎においかぶさるような形になっていて、老人ホームのすぐ裏側に高速が迫っています。その高速道路はランプや放射五号線の立体交差を含めて、数えようにもありませんけれども、十四車線というふうなことになる。こんな例が一体あるであらうでしょうか。まさにこれは子供も老人も無視する高速道路、こんなばかげたところに車を通すということが一体住民尊重ということになるであらうか。一人どころか、何人泣かされているか。これはやっぱり私はもう都市計画の中に人間がないという証拠だと思えます。おそらく計画段階でできたときに反対がなかったとか、すでに工事が一定の段階まで

いっているとかというのを御説明になるであらうと思うけれども、現に高速道路は、計画時には考えられなかった不安や被害というものを振りまいていて、この現実から、ひとつ今日の行政は出発していただかなければならぬと思うのです。この現状をどうお考えになりますか。

○参考人(前田光憲君) お話のとおり、杉並区の地点の通過にあたりましては、一般の住宅はもち

ろん、お話のような老人ホーム、あるいは小学校、富士見丘小学校と申しますが、ございまして、いろいろ学校の関係の方々、PTAの方々からお話しございましたので相談を進めてまいりました。その結果、学校につきましては都のほうでこれを鉄筋コンクリートに建てかえる、それから窓もその際にきちっとして防音装置のできたものにするということでも話し合いがまわりました、現在その工事を一部開始をしておるところでございます。

老人ホームにつきましては、少し距離が離れておりますので、一応そのままで御了承願うことになつておるうちに私は承知しておりますが、何ぶん密集した市街地を通る道路につきましては、騒音等によりまして被害が出ますので、道路そのものにつきましても防音壁をつくる、極力騒音その他の被害をなくするように、環境基準を守るように配慮をして設計をし、相談をしておるところでございます。

○上田哲君 老人ホームは少し離れていますが、なんという態度は、行政当局者から出ちゃおかしいんですよ。日本なんていうのは全部離れていないんですよ。どこも。北海道も九州も。それがいよいよです。ここにアメリカ並みのGNPを乗せようなんていうことになりまして、みんな背中がくっつくんですよ。これを離れておりますからなんていう言い方はたいへん困る。しからば何うけれども、元来高速道路のまわりは緩衝地帯をつくらうというの、これは道路行政の今日の常識でしょう。そのことのほうが優先しなきゃならない基準じゃありませんか。離れているか、離れてないかなんていうのは、それから次の話になるんであります。その緩衝地帯をつくらなければならぬところに民家がある、あるいは公共施設がある、このことのほうがやっぱり指摘されるべき、取り上げるべき問題だと私は思うのです。たとえばこの高井戸地区に――大臣は鳥山のほうはシエルトをつくるんだと胸を張られているわけですが、高井戸がそれで納得するかどうか

かは別にして、高井戸のほうにシエルトをつくるということはできませんか。

○国務大臣(金丸信君) 技術的な問題でございまして、ただ技術的な問題でない考え方については考えてみる必要はあるんじゃないかと、こう考えます。

○上田哲君 いいです。大臣がお答えになったから、それはいいでしょう。大臣のその意向を十分尊重してやってみただけ、だめだったみたいなことでは困りますから、努力をしてくださいます。話をしているんです。努力をしてくださいます。――

ことですから。必要性がないとか、技術的にむずかしいとか、いろんな方途があるだろうというふうな答えが出ることはわかっておりますから、私は、じゃ、一言だけ言っておきたいのは、明らかに騒音は減るんですよ。できるだけのことをしたほうがいいんです。必要最小限をやるんじゃないかと、必要最大限をやるんじゃないかという方向が大臣の発言なんだから、これは大事にしてください。そういうことをぜひ申し上げておきます。

もう一つ言います。高井戸地区にはランプをつけますね。このランプを利用する車をさばく道路はどうするの。たとえばいまでも道路と直角に交差する甲州街道、水道道路の狭い道、歩道なしの二車線です。これは朝夕何百メートルの渋滞になるんで、私も、この通学道路にもあたっているし、ときどき通ることがありますけれども、これはたいへんです。このままの計画を実行されと、何のことはない、高井戸に調布がもう一つできる。高井戸に調布のミニ版をもう一ぺんつくる、こういうことをやるつもりですか。

○参考人(前田光憲君) 高井戸のランプにつきましては、放射五号線におおしまして環状八号に通ぜしめる必要がございますので、非常にその場所につきましてはいろいろ苦心いたしました。御承知のとおり、あの場所は相当民家も密集しておりますので、どこにとりましてもいろいろ問題がございます。そこで、最小限度の騒音あるいは振動の場所を選びましていろいろ協議の結果、あの場

所を設けたわけでございます。しかし、ちょうどその付近におられる方々はそれでも御不満のようでございますけれども、道路にランプが必要であり、また地元の方々の御了承をいただくために、あるいは遠くから来られた方々がそこへおられるにいたしまして、やはりあの地区にランプが必要でございますので、できる限り話を詰めまして御理解いただき、また必要な施設は十分つくるつもりでございます。

○上田哲君 シェルターで前向きに言うことがあるなら言ってもいいですよ。

○参考人(前田光憲君) ございません。

○上田哲君 ありませんね。じゃ、高井戸のランプはそのまゝいこうというんですか。

○参考人(前田光憲君) ランプそのものはつくらなければならぬと存じております。

○上田哲君 これはね、道路局長でも建設大臣でもつけようだけれども、これはたいへんですよ。また同じことが起きますよ。なかなかあの地区の住民パワーも強いですからね、ただごとじゃ済みませんよ。こんなことを、わかり切っていることをやるんですか。一体総裁はどれだけ知っているか知らぬけれども、八号線なんてのはあすこでござれているじゃないですか。片通行しかできないですよ、まだ。あんなところへ結びつけておとしやるけれども、向こうはどこまで行くか全然わからない袋小路じゃありませんか。車がどれくらい並びますか。こんなでたらめなことを言っているじゃないや、東京は行き詰まりになりますよ、全部。高井戸のあたりには車があふれますよ。どんな調布から高井戸へ、どんな都心に山状のこぶが集まってくればかりじゃありませんか。検討すべきですよ、これは。きのうからいただいて資料を見ましても、まだこまかく検討できてないけれども、三万台をこえる車がこを通りますよ。そんなものを二車線にもならないような小さな道路で、あの袋小路を一ぱいにしてさばき切れる自信がありますか。これは私はでたらめだと思ふ。まだこれからのことだから、起きてし

まったことはまあ善後策ということになるうかもしれないが、これからのことぐらいいは、もうちょっとやっぱりお考えにならなければいけない。私は、これは検討すべきだと思います。

○政府委員(菊池三男君) 高井戸のランプは、先ほど公団から説明がございましたように、環状八号線と直結しておるところでございます。まあそこにはいま出入りする交通量を推定いたしますと、五十年、供用開始して間もなくという五十年の段階では、おそろく上り下りで、両方の出入りで一万五千台ぐらいいであらう。これは調布のほうから来て乗りおろす車でございます。それからまた環状八号線あたりから、あるいはこの辺から発生して首都高速へ乗る車がたぶん二万台か二万台ちよつとということであらうというふうに想定されております。また、これが五十七年ぐらいいになりますと、調布のインターチェンジのほうから来て環状八号線より乗りおろす車が大体二万台ぐらいいであらうということでございます。

そこで渋滞云々というお話でございますが、まあ環状八号線も、現在はまだあれは四街道といえますか、ちよつと萩窪の辺までしか行っておりませんけれども、あれもいまどんどん先のほうを延ばしておるわけでございまして、また環状八号線も南のほうはずつと中原街道、あるいはそれから先のほうまでできておりますので、どんどんそちらのほうで分散をするということであらうかと思ひます。

○上田哲君 よくわからぬのですがね。計画再検討の余地はないということですか。

○政府委員(菊池三男君) これは環状八号線という一つの大きな環状線との出入りでありまして、これをなくすということは、一方また環状八号線の利用の方の不便にもなりますので、これをなくすという考え方は持っておりません。

○上田哲君 じゃ、伺うけれども、環八はいつ、五十年というところまでにきちつと効用を発揮するんですか。そんなこと答えられないで、いいかげんなことを言ってもらっちゃ困るじゃないですか。

か。

○政府委員(菊池三男君) 環八は先ほど申しましたように、北側のほうは現在萩窪のところとまっております、それから先はどんどんいま工事をやっておりますけれども、南のほうの側はずつと二四六、玉川通りを越えまして、中原街道を越えて、これは間もなく国道一号线までに行くことになっております。

○上田哲君 あなたも専門家じゃないですか。調布と同じケースじゃないですか。調布だって、大臣の山梨のほうまでは、ずつばなしで行けるんですよ、どこまでも。富士山まで登れるんだ、これは。困るのはこちなんですよ。環八も同じ状況じゃないですか。二四六がどうだの、玉川がどうだの、そんなことはわかっていますよ。こちが通れないということにこそ都市問題が噴出しているんじゃないやありませんか。それがまるで貫通しないのに、先ほど来首都高速の話でもそうだったんだ。十分な環状線道路云々やつた上でなければいけないと言いながら、やらないでやっているのを、またここでやろうとすることになるではありませんか。これは算術的に通らない筋でしょう。計画変更しないといくんだしたら、環八が向こうへ向いてじゃありませんよ、人のいないほうへ向いて走っていったらどうということはないんですよ。車は人のいるほうへ行くんですから、そちらへ向かってきちつと効用を発揮するということまではできない相談じゃありませんか。完成道路の計算というのはそのためにあるんでしようが、その計算がでなかつたら、これはやれないというふうにかえるのがあたりまえの考え方でしょう。再検討すべきです。

○政府委員(菊池三男君) 環状八号線の北側のほうがいづつでござるかということをおまよつとここに持つてきておられますので、その点は申しわけなく、残念であります。これはいま鋭意工事を進めておりますので、いま、できるといふ形で考えております。

○上田哲君 よし、わかった。じゃ、できなかつたらやめるね、大臣。これははっきりしてください。そんなでたらめなことは困る、東京がパンクする。できるようにと云っているんだから、できなかつたらやめるということではないですか。

○政府委員(菊池三男君) ただいま申しましたように、五十年の時点でもうすでに高井戸の調布から来る乗りおろしが一萬五千台ぐらいいあり、それから、しかも今度都内のほうへ向けて入る車が二万台ぐらいい現在の状態でも出てくるわけでございまして。したがって、これはそれだけの交通が利用できるといふことで、これはやはり便利のために廃止するということではできないと思ひます。

○上田哲君 あなたの話は向こうへ行ったりこちへ行ったりするんですよ。話が向こうへ行ったりこちへ行ったりすればだめなんだ、これは。道路が行かなかつたらやれないというのは、私どもが考えてもわかるのに、道路行政の責任者がわからぬことはないじゃないですか。当然じゃないですか。はつきりしなさい。それが完全に貫通するんでなければ、これはやっぱりつけてはならぬ、再検討しなければならぬと、あたりまえのことでしょう。そのことだけはしっかり約束をなさってください。

○政府委員(菊池三男君) 私の言っております五十年というのは、まだ貫通というところまではいつていないと思ひます。その段階の数字がそれだけもう利用がございしますので、その段階でも必要であるということでありまして。

○上田哲君 あなたのほうの必要性というものが、利便ではなくて、どれだけ弊害を生んでいるかということがさつきからの議論なんです。いいですか。具体的なことはしばらくおきましますから、これはやっぱりそういう混乱が起きないようには検討しなければならぬのだということだけはひとつしっかり確認をしてください。

○閣議大臣(金丸信君) 先ほど来から申し上げておるわけですが、人命が第一でございます。そう

いう意味で、この問題はいろいろ事務当局も検討して、そういう結果が出ておると思うわけでございますが、なおあらためて検討して、人命尊重の阻害が大きいという問題が出てくれば検討するということで、ひとつ検討さしてみたいと思います。

○上田哲君 そのおことばを最大の誠実として受け取っておきましょう。これはやっぱり数字が明らかになるところでもありますし、先ほど来の御趣旨というものはそこに生きなければならぬと思えますから、最大に、前向きにひとつ御検討の上、その線が進まぬ場合には私どものほうに御報告をいただくことをはつきりお願いをしておきます。

時間の問題がありますが、鳥山北団地の問題にちよつと触れます。

これもまた先ほど来申し上げておりますように、調布問題が鳥山のエゴだというように形にすりかえられてしまふというところは非常に問題だと思ふんですけれども、しほつて伺いたいが、鳥山地区に対しては、当局はシエルター案をもって解決できるんだというふうに考えていらつしやるんですか。

○参考人(前田光嘉君) 大臣のお話の御趣旨等もいろいろわれわれも十分承知いたしておりますし、その線に従ひまして、しかも現地において可能性のあること、及び関連する波及の問題等考えまして、現在提案しておるシエルターというものがこれ一番適当であらうと、これ以上にまさる案はないと、これについては誠意を尽くして御説明申し上げれば十分地元の方も納得してくるだらうと、こういう確信のもとに提案をし、その後、いろいろデータ等につきましても出し合ひながら相談をしておるところでございます。

○上田哲君 そのシエルターが最善の案だというふうな自信を持っておられるようですけれども、どうもそうではないようです。地元が反対しているのは、決して理由なしに反対しているのではないんで、はつきりした理由があげられているよう

です。

第一に、公団が示した案についての資料ですけれども、これは騒音がこれだけになる、排気ガスがこれだけになると書いてある。しかし、現実のその高速道路の被害状況から見ると、公団の言うようになっていない。これが現地の住民の具体的な反応なんです。住民の中には、町の専門家もいますからね、そういう数値に明るい人もいます。ですから、三年も勉強を重ねている。この疑問は非常に私は具体的だと思ふんです。たとえば騒音は模型実験で出しましたと公団が説明されているようにありますけれども、よく聞いてみると、模型実験はやつたけれども、その資料の数字は仮定の条件というものが置かれていて、この仮定の条件を置くんだったら、どういう状況設定もできるわけだから、どんな結論にも導くことができるわけであつて、数式があることはあるんだけれども、この数式に乗せるということではこれは作爲的な結果になるといふことになる。こういう不信感というものがはつきり出ています。だからこの説明は納得できない。

で、シエルターの実例というものはほかにはないんだから、これはなかなか豊富なデータというわけにはいかないけれども、ほんとうに納得のいく実験をしてみようじゃないか、こういう話が出てくるわけですね。公団はこれだけやれば環境基準が守れるんだとしきりにおっしゃつておられるわけですね。ところが、住民の立場から言つて、公害の程度が環境基準に達するんだといふことでしかない、わかりやすく言いますと、公団の言うところになると、いまの環境より悪くなると言ふんです。通つていいじゃないかという説明に納得をしろと言ふのは無理じゃありませんか。上がれとは言わないまでも、変わらないといふことが最低限であるのでありまして、この空は少し青過ぎるから、もうちよつと煙らしてもいいじゃないかと、こういう言い方というものは、やっぱり説明のしかたとしては根本的にさか立ちをしていると思ふん

です。これはいばつて言える話ではない。住民が言っているのは、一言で言うならば、いまの環境を守りたいという。私は環境権というのはそのことだと思ふんです。だから、その正当な理由云々というところは、神戸地裁の判決にもありますけれども、それが侵害される場合には権利が出てくるんだと、こういうことになってくると思ふんです。まあいろいろありますけれども、とりあえずそこであつて切つておきますが、そういう幾つかの問題点が出てくる。どうお考えになりますか。

○参考人(前田光嘉君) 地元の方々とシエルターの効果につきまして御相談申し上げておりますが、われわれもまだ、シエルターというものは鳥山の解決のために特に考案いたしました出しましたこととございまして、やはり実験室における模型によるデータにたよるほかございませんし、これも客観的な学者なり、あるいは民間の専門家の力をかりましてやつておる段階でございますので、お互いに私は誠心誠意、データを持ち寄つて話し合ひをすれば理解のできるものと考えております。その線で努力いたしております。

もう一つ御指摘ございました、われわれも環境をなるべくよくしたいという念願でございますが、自動車が増えると、そういったと、やはりある程度の騒音あるいは排気ガスが出ることは、これはやむを得ないと申します。一定の限度におきましては、やはり国民全体がしんぼうしていただかなきゃならぬ点もあると存じます。現在の現状を少しでも変えることは相ならぬといふことになりまして何とでもできません。そこで、やはり環境基準といふものができまして、環境基準は守れという国の方針等も存じております。われわれが今度道路をつくりまして、これはやはり自動車が増えますので、現在よりは自動車の騒音が出ると思いますが、しかし、それがあまりに激しくなつて環境基準を害し、あるいは住宅の静穏を害してはいかぬ、こういう趣旨で環境基準がございまして、われわれはそれを守りたい。現在のデータ

では、交通量がふえましても現在きめられておる住宅地域に対する環境基準は十分守り得る、こういうことで説明をするつもりでございます。

○上田哲君 これは原理的にはたいへんなことをあなたおっしゃつておられるんですよ。環境を下げなければ何もできない、そんなことを当局が考えておられたんじや、これは話し合ひがつくはずがないんです。変わるだらうといふことはあるでしょうね、これは、太古の自然のような形にしておけといふわけにいかないんだから、変わるだらうといふことはあるだらう。下がつてよろしいなんていうことを行政当局がかりにも思っているんだといふのは、これはとんでもないことですよ。いまの基準より下げてよろしいなんていうことを頭に置きながら計画をするといふことではいかぬですよ。道路が通つたから空気がよくなつたといふふうになれとは、そこまでは言ひませんけれども、下げないといふことを努力するのはこれは当然なことであつて、下がるのがあたりまえだといふようなところから出発をされたんじや、幾らがんばつたつて最終値がいいところへいくはずがないですよ。これはやっぱり私は重要な問題だから大いに次にも議論をしなければいかぬと思ひますが、具体的な問題があるから先に進みただけでも、公団は、もう一つですね、団地の中の二百メートルだけシエルターをかけると言つておる。かからないところはどうかんだといふことが出てくる。これこそいまのお話のように、少しは悪くなるのをまんじろよといふ考え方と、うるさいところだけは何とかしてやるけれども、ほかはしょうがないという、うるさい行政ですよ、これは、こういう態度では、これはほとんどこういう問題を噴出させるだけだ。もつと信頼関係——大臣の言われる対話道路といふものはそういうものじゃないでしよう。こういうことを考えていかなきゃならぬと思ふ。二百メートルだけシエルターをかける、この態度を貫くんですか、間違ひだと思ひませんか。

○参考人(三野定君) ただいま私どもの環境に對

ひとつこの両地区を、鳥山と調布に關しては御自分の目で見ていただきたい。視察をしていただきたい。半日もいるとは言いませんから、必ずそのことを大臣が見ていただく。

この三点をひとつお約束をしていただいて、次回にこの話は持ち越していききたいと思います。

○國務大臣(金丸信君) これはひとり公団にばかりまかせておくべき問題ではないと私も思います。そういう意味で、必要があれば私も出てまいらなくちやならぬ。交渉も、また皆さんの意見を聞いてもけっこうだと思ひます。なお、あえて山梨へ帰るときでなくとも、これだけの問題でありますから、向こうへ参りまして、ひとつ住民の意見も聞き、また市の話も聞き、ぜひ円満にこの問題が解決するように進めてまいりたい。そのためには上田先生も御協力を願ひます。

○上田哲君 その三点いいですね。大臣。いまの三点を含めて、いいですね。いま三点申し上げたわけです。期限を設定してやる――

○國務大臣(金丸信君) 期限の問題は、十月に切っておくというけれども、私は話し合いというものをしてしながら、その話し合いの状況によつて、全然背中向かして話をしないということであれば、これは話になりませんが、向こうも話に乗つてきてくれるということであるならば、これは話を続けるべきだ、こう考えています。

○上田哲君 總裁。

○参考人(前田光嘉君) 私も、この段階に至りまして責任を感じまして、みずから現地、あるいは所屬保なく現地の方々と折衝し、大臣の御期待に沿うべく、十月に着工すべく努力をしてまいります。

○上田哲君 最後の段階で、大臣から非常に前向きに、帰り道にやなくとも行くぞという姿勢を示されたことはけっこうだし、期限を設定しての話し合いなどというのではなないという基本方針もけっこうだと思ひます。ぜひひとつ、おまえも仲間に入れということですから、私も仲間に入るつもりで、前向きにひとつ住民意思を尊重して話し

合ひで解決をしていくことを基調にして進めていきたい。公団總裁も、一つ最後に妙なことをつけ足されたが、そういうことじゃなくて、そういうことをつけ足されるよりも、自分の足を現地へ運ばれることに努力をされて、鋭意円満解決のために御努力をいただきたいということ、この問題は論議を保留して、きようはこれで終わります。

○委員長(高田浩運君) 本案に対する午前の質疑はこの程度にとどめ、午後一時半再開することとし、休憩いたします。

午後零時三十四分休憩

午後二時十四分開会

○委員長(高田浩運君) ただいまから内閣委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、質疑を行ないます。

○宮崎正義君 建設省設置法の一部を改正する法律案、この件につきましてもは筑波新大学を中心とする諸研究機関の学園都市の建設、その規模、内容等は、これはいまさら私が申し上げることもなく、将来の日本の頭脳陣をつくり上げて、そして日本の将来を築こうという、そういった精神のもとに開発ができるということでありますが、昭和五十年を目ざしているということですが、昭和五十年を過ぎているということでありますが、当初計画された状態と今日までの進捗状況、そういうものについて具体的にひとつ大臣のほうから御答弁を願ひたいと思ひます。

○政府委員(小林忠雄君) 従来、筑波研究学園都市には前期五年、後期五年、合わせて十年間で一応の建設をいたしまして、昭和五十二年度一ぱいにそれぞれの研究機関等が移転をするというのが当初の計画であつたわけですが、昨年、田中内閣になりましたから、その計画を短縮をして、早急に建設をするというように方針が変わりまして、本年の五月、正式に昭和五十年年度中に大部分の研究機関が移転ができるような状態に各

種の整備をするというように変わったわけでございます。全体のテンポが大体二年間短縮をされたというのが現状でございます。

○宮崎正義君 私の質問によくと答えてください。質問をしたことをよくお聞きになって、全部を答えてください。

○政府委員(小林忠雄君) 全体の事業の進捗状況につきましては、公共施設につきましては四十九年度中に大体概成をする、上もの研究施設の建設につきましては、五十年年度中に本部が移転できるような状態に、大部分の機関ができるような状態に持つていくという計画で、ただいま大体計画どおり順調に進行をいたしております。

○宮崎正義君 もう少し詳細に言ってください。いろいろな機関があるんでしよう。四十三機関をつくつて、その四十三機関がどうのこうのとあるんでしよう。言い惜しみをしないで、もう少し親切に御答弁ください。

○政府委員(小林忠雄君) 移転機関等の移転計画の概要について機関別に申し上げますと、科学技術庁の関係では、金属材料技術研究所につきましては、昭和五十年年度に移転をするというめどのもとに昭和四十九年度に着手をして、五十年年度に本館が建設を完了するという予定でございます。国立防災科学技術センターにつきましては、四十二年年度にすでに着手をしております、一部についてはすでに研究を開始しておりますが、本館を四十九年度中に完了して五十年年度には移転をするということになっております。無機材料研究所につきましては四十三年度に着手し、すでに一部研究開始しておりますが、本館が四十六年度にすでにできておりますので、これは本館ができておりますが、残りの施設につきましては五十年年度中に概成をいたすということになっております。共同利用施設につきましては四十八年度に着手し、本館を四十九年度に建設を完了し、四十九年度中に大体の交流センター等が概成するという予定でございます。宇宙開発事業団の筑波宇宙センターにつきましては、四十五年度から建設に着手いたしました

して、一部研究に着手しております。本館の完了は五十年年度を予定しております。

環境庁の関係では、国立公害研究所が四十七年度から着手をいたしておりますが、機関といたしましては四十八年度中に新設をされますので、一応これは新設機関でございますが、四十八年度中に店開きをいたすわけでございますが、研究棟等の全体の完成につきましては、これはやや全体はおくれるわけでございます。

文部省の関係で筑波大学でございますが、これは四十六年度から着手をいたしております、本館の建設が五十年年度に完了したわけでございますが、しかし、各学部ごとに学年進行で整備をいたしますもので、もし現在国会で御審議中の法案が成立いたしますと、四十九年度から開校いたします。図書館短期大学につきましては、四十九年度から着手し、本館を五十年年度に完了いたしました、五十一年度に移転をするということになっております。高エネルギー物理学研究所につきましては、四十五年度に着手し、四十九年度に本館が完了して、四十九年度中に大体の概成をするというところでございます。この分につきましては、すでにある程度研究を開始しております。国立教育会館の分館につきましては、四十七年度に着手し、四十九年度に本館が完了いたしますが、移転はそれより早く四十八年度に行なわれる予定でございます。

次に、厚生省関係につきましては、国立予防衛生研究所の一部は、四十九年度に着手し、五十年年度に本館が完成し、五十一年度に移転をする予定でございます。国立衛生試験所の一部につきましては、四十九年度に着手し、五十年年度に本館が完成し、五十一年度に移転をする予定でございます。

農林省の関係につきましては、まず農業技術研究所は、四十八年度に着手し、五十年年度に本館が完了し、同年中に移転をする予定でございます。農事試験場につきましては、四十八年度に着手

し、五十年度に本館が完成をして、五十一年度に
移転をする予定です。畜産試験場につきま
しては、四十八年度に着手いたしました。五十
年度に本館が建設完了し、同年中に移転する
予定です。果樹試験場につきましては、四十
七年度に着手をいたしておりますが、五十
年度には本館が完成し、同年中に移転する予
定でございます。農業土木試験場につきましては、四十
八年度に着手をし、四十九年度に本館が完成し、
五十年度に移転をする予定です。蚕糸試
験場につきましては、四十七年度に着手をいたし
ておりますが、本館は昭和五十年度に完了し、同
年中に移転をする予定です。家畜衛生試
験場につきましては、四十八年度に着手をいたし
まして、五十年度に完成し、同年内に移転をする
予定です。食品総合研究所も同様でござ
います。植物ウイルス研究所は四十八年度に着手
し、四十九年度に建設が完了し、同年中に移転を
する予定です。熱帯農業研究センターに
つきましては、四十七年度に着手し、四十八年度
に建設が完了し、同年中に移転をする予定です。
います。林業試験場につきましては、四十七年度
に着手し、五十年度に完成をして、同年中に移転
をする。農林水産技術会議事務局の一部につきま
しても同様でございます。農林省農産園芸局の一
部につきましては、四十九年度に着手し、五十
年度に本館が完了し、同年中に移転をする予定で
ございます。

通商産業省につきましては、工業技術院本院の
一部については、四十八年度に着手し、五十一年
度に本館が完成し、同年中に移転をする予定で
ございます。計量研究所につきましては、四十九年
度に着手をし、五十一年度に本館が建設を完了
し、同年中に移転をいたす予定です。以下、機械
技術研究所、東京工業試験所、微生物工
業技術研究所、繊維高分子材料研究所、地質調査
所、これまでのものにつきましても、工業技術院
本院の一部と同様でございます。電子技術総合研
究所につきましては、四十九年度に着手し、五十

一年度に本館が完了いたしますけれども、移転は
一年おくれまして五十二年にやる予定です。こ
れです。製品科学研究所につきましては、四十九年
度に着手し、五十一年度に本館が完成いたしまし
て、同年中に移転をする予定です。公害
資源研究所につきましては、四十九年度に着手し、
五十一年度完成でございますが、移転は一年お
くれまして五十二年になるわけでございます。

運輸省につきましては、気象研究所が四十八年
度に着手し、五十年度に本館が建設を完了し、同
年中に移転をする予定です。次に、高層
気象台及び気象測器工場の二つにつきましては、
四十八年度に着手し、同年中に本館の建設を完了
し、翌四十九年度に移転をする予定です。

次に、郵政省につきましては、日本電信電話公
社筑波電気通信建設技術開発センターは、四十六
年度にすでに建設に着手しておりますが、本館建
設は四十九年度、移転も四十九年度になる予定で
ございます。

次に、建設省でございますが、国土地理院につ
きましては、四十七年度着手し、五十年度完了、同
年移転。土木研究所は四十六年度着手し、五十年度
完成、同年中に移転。建築研究所は四十五年度か
ら着手しておりますが、五十年度建設完了、同年
移転、こういうことになっております。
○宮崎正義君 ひとつ気象測器工場というのは、
これはいつですか。

○政府委員(小林忠雄君) 四十八年度に着手いた
しまして、同年中に本館の建設を完了し、四十九
年度に移転をする予定です。

○宮崎正義君 それで、四十三機関のうち、三十
七機関はそれぞれの省でやり、六機関が、そう
じゃなくて、六機関について、ひとつその設置法
の、建設省の建物と関係しないもの、このものに
ついて御説明をお願いします。

○説明員(上山勝君) 移転する四十三機関のうち、
当省の所管に属しないものは、科学技術庁の
宇宙開発事業団筑波宇宙センター、それから筑波

大学、それから図書館短期大学、高エネルギー物
理学研究所、国立教育会館分館、それから郵政省
の日本電信電話公社筑波電気通信建設技術開発セ
ンター、この六個でございます。

○宮崎正義君 そのほかの、科学技術庁の中にも
一部なんです。その建物は、文部省所管のもの
は文部省で筑波大学なんかは建設するということ
なんです。大臣、この点なんかはどうなん
でしょうか。官公庁施設の建設等に關する法律と
いう法律が御存じのようにございます。これに基
づきまして当然建設省が、各省間の建築物とい
うものは、主管である建設省が当然やっていかな
ければならないと思ふわけなんです。この過去
における経緯というものもありまして、この過去
でも、まずそういう基本的な考え方を大臣から
伺っておきたいと思ひます。

○國務大臣(金丸信君) 御指摘のとおり、官公
一元化ということ、合理的な運営の面もありま
すし、また国家的な経済の上から考えても当然や
るべきことである、こう私も考えます。そこ
で、昭和四十三年十月、官公行政の将来の方向に
関しまして、一元化すべしという閣議決定があつ
たわけでございますが、その後建設省を中心にし
て各省と折衝をいたしておるわけでございますが、
御案内のように、なかなかこの壁が厚いという
ところに問題があると私は政治家の一人として思
うわけでございますが、しかし、これはどうして
一本にするように閣議決定もあつたので、すな
わち最善の努力を今後したいと考へておるわけ
であります。このような不合理なことをや
つておるといふことは国家的損失だと私も考へ
ます。そういう意味で、いまの状況においては一元
的でなく分散的な傾向が多分にあるわけであり
ますが、これを是正して一本にするように、もち
ろん特別のものは除外するわけでありまして、そ
れ以外のものにつきましては一本にすべきだと、こ
う私も考へておる次第であります。

○宮崎正義君 最大の壁とは、その内容は何なん
でしょうか。

○國務大臣(金丸信君) こういうことを申し上げ
ていいの、なかなか官庁には官庁のいろいろな
お張りがある、そのお張りを、なかなか定員
の問題やいろいろの関係がある、どうも私は思
うわけでございますが、そういうものがなかなか打
ち破れない。そこになかなか話し合ひができて
ない。そこをどうと私は思ふわけであります。
そういうものを打ち破りながら進めるためには、こ
れから各省庁と熱意を持って、ひとつお互いに
家の将来というふうなことも考へながら、国民
経済というものも考へながら、極力建設省が中心
になって推進をしてまいりたい、こう考へてお
ります。

○宮崎正義君 どうもその答弁では中身はよくわ
かりません。官庁同士の話し合ひがなかなか困難
であるというふうなふにとられます。それから、
大體、戦前大蔵省に官公の管財があり、それが
戦後どういふ形態になつてきたか、そういう経
緯といふ面をひとつ御説明をお願いしたいと思
ひます。

○政府委員(平井進郎君) 戦前の官公管財につ
きましての経緯を簡単に御説明いたしますと、大
正十四年の五月に大蔵省に官公管財局を設置いた
しまして、大蔵省所管の建造物にかかる管財ある
いは各省所管の建造物にかかるもの、ただし東京
府または神奈川県において管財を施行するものに
限るといふようなものを中心、大蔵省がある程
度集中的に管財事務を行なつてきたわけでござ
います。その後いろいろな経緯がございまして、昭
和五年の十二月の閣議決定によりまして、一般
的な官公管財の例外といたしまして、神宮、神社
の建造物に属する管財とか、あるいは道路、港湾の修
築、治水事業に属する仮建造物の管財とか、ある
いはその他軍関係の管財業務とか、あるいは一
万円未満の小新営及び小修繕等は各省で行な
うというたてまえをとりまして、戦時に至つた
わけでございますが、戦後、終戦直後の昭和二十年
の十一月に内閣に戦災の復興院が設置されまし

て、昭和二十三年、さらに建設院が設置され、これは戦災復興院と内務省国土局を統合したものでございますが、ここで官庁営繕を所管することになったわけでございます。

さらに、昭和二十四年の五月に建設省設置法の改正がございまして、国費の支弁に属する建物のうち、一般的に建設省が営繕を担当いたしますが、その例外として次のようなものを明確に区別するに至りました。第一は、郵政事業、電気通信事業、簡易生命保険及び郵便貯金、郵便年金特別会計に属する建物の営繕。第二は受刑者を使用して実施する刑務所の営繕。第三は学校の復旧整備のための営繕。第四が一件につき総額百万円をこえない建物の営繕ということでございます。その後若干の経緯がございまして、昭和三十一年の四月、官庁営繕法を全面的に改正して、官公庁施設の建設等に関する法律に改められたわけでございます。ここにおきまして現在の現行法律に定めておりますようなたてまえにいたしましたわけでございます。

なお、その後たてまえ御指摘がございましたように、四十三年の十月の閣議決定におきまして、今後の方針として、官庁営繕につきましては、一般会計にかかる建築物の営繕は、特殊なものを除き一元化するという方針を定めまして、今日に至っているわけでございます。

○宮崎正義君 この問題は大蔵省にも、大蔵省が相当の権限を、何というんですか、ポイントを持っていて、財政的なものでどうしても持たなきゃならない、離してはならない、手離してはならないというようなものが大蔵省にはあるように聞いておりますし、また相当な権限といえますが、力を持っているというふうにいわれておりますが、この点どうなんでしょうか。

○説明員(藤田貞一君) 先生の御指摘ではございますが、私どもはそのようには存じておりません。○宮崎正義君 そこで、行管の平井管理局長さんの御答弁がありましたけれども、四十一年の行政

改革で営繕局が格下げをされたみたいな経緯があったんじゃないかなって感じがします。

○政府委員(平井通郎君) 御指摘の点は、各省一局削減というのを当時佐藤内閣のもとで行ないましたが、その際にそれぞれの省におきまして御検討の結果、一局を削減するという対象として建設省においてはそういう形で示されたというふうに伺っております。

○宮崎正義君 先ほど大臣の御答弁がありました。また行管の平井さんのほうからもお話がありました。その流れの中にセクショナリズムといいますが、官庁同士の自分の田を肥やそうとして離すまいとするところに欠陥があるんだという大臣の答弁もありましたけれども、これは四十三年の閣議決定後に、さらに今日考え方というものを、いつの時点でこれを、営繕の一元化というものをやっていたかというのを、まずその点について大臣から明確に御答弁をお願いしたいと思います。

○国務大臣(金丸信君) なかなか困難な問題でございますが、これを閣議の決定に従いまして一元化するような努力をいたさなければならぬということ、考え方を進めたいわけでございますが、それはいつから、いつになるんだと言われましても、なかなか困難な問題だろうと私は思いますが、できるだけ近い将来に実行できるようなことに持っていきたい、こう考えておりますが、ただ、期限を切りたいわけにはいかないと思っております。

○宮崎正義君 この法の解釈の問題にもなるわけですが、官公庁施設の建設等に関する法律の第九條、これは私が申し上げることもなく、各官庁は営繕計画を出して、建設大臣はこれに関する意見書というものをきめられた期間までに各省庁及び関係主管のほうに送付しなければならぬというように規定がございまして、こういうやりやうなことが、これが営繕の一元化になってくれば当然なくなってくるかと私は思っています。それからさらに十二條、十條、十一條は削除されておりますが、十二條の「国家機関の建築物に関する勧告等」

というのがございまして、「建設大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の位置、規模及び構造について基準を定め、その実施に関し関係国家機関に対して、勧告することが出来る。」「建設大臣は、関係国家機関に対して、この法律の施行に必要の報告又は資料の提出を求めることができる。」「建設大臣は、国家機関の建築物及びその附帯施設の保全の適正を図るため、必要があるとき、その職員をして、実地について指導させることができる。」「と、こうあります。この勧告事務というものは、こういうようなことも一応省略されていくようになってくるんじゃないかと私は思っています。こういう法の第一條から、目的から始まって、官公庁施設の建設等に関する法律に対して、どんなふうな将来の考え方、現在の考え方をもちになつていのか大臣に伺いたいと思っております。

○政府委員(高橋弘道君) 先生の御指摘の点、営繕関係の一元化という問題はいろんな歴史、沿革がございまして、先生の御指摘のとおりでございます。そのいろんな討論をされました結果、ただいまの法律のように、第九條の二のごとく特殊なもの及び特会のものにつきましては建設大臣の責務から除外されておりますが、その他のものにつきましてはすべて一元化されている次第でございます。

また、先生の御指摘の四十三年の閣議決定、これはそういう官庁営繕の一元化につきまして引き続き検討するというところで閣議決定されました。その際におきましても関係各省ともいろいろ討議を重ねておる次第でございます。一応現在のこの法律に基づきまして、この法律の趣旨に従って営繕行政を実施することが妥当と考えますけれども、なおいろいろ改善すべきという諸点があるかと思っております。そういう問題につきましては関係の各省庁で十分に今後とも検討を私どもするうちに、私どもの立場からいいますと、関係各省ぜひ私どもとそういう機会を設けていただいて、一元化の方向に進むというように私どもは努

力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。大臣から答弁がございましたように、期限は切れませんが、私どもとしては、なるべく早い機会に一元化を進めてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。その間におきましては、先ほど先生のいろいろな御指摘のこの法律の条文を十分活用いたしまして、一元的な行政が行なわれるように努力をしてまいりたいというふうに考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 実際問題はどうかということになってくると、また問題が広がってまいります。まず行管の平井局長に御答弁をお願いしたいと思います。一元化についての考え方といいますが、そういうことについて。

○政府委員(平井通郎君) 先ほどお答え申し上げました、四十三年に行なわれました閣議決定の趣旨は現在も生きているわけでございまして、私どもも基本的にその方向を進めるべきであるということについては建設省と同じ意見であります。

○宮崎正義君 実際、事務的にはどうなんでしょうか。

○政府委員(平井通郎君) その後の事務的な御検討の結果も伺っておるわけでございますが、実際に営繕事務の一元化をはかります場合に、建物の特殊性その他いろいろ技術的な問題がございまして、主としてそういう点につきまして、建設省にお願いたしまして、各省と御検討をいたいただくという体制をとっているわけでございます。

○宮崎正義君 建築物については、あくまでも建設省がすべてをやるのが当然だと思うんです。なぜかといいますと、公務員住宅が学園のほうに建てております。もうすでにできております。これは大蔵省でしたか。これをひとつ説明願いたい。いままで建てている建物の規模、構造、そして収容人員等。

○説明員(村上哲朗君) 現在筑波研究学園都市にできております公務員宿舎は三百戸でございます。これは従来東京近郊その他全国でつくってお

りました宿舎と全く同系統のものでございます。

その規模の内訳でございますけれども、E型と
いって一番大きいクラスの宿舎が十八戸、その次
のクラスのD型が七十二戸、それからb、C型と
いっておりますが、これは普通の一般職員が入
る規模のものでございますけれども、これが二百
十一戸、こういう状況になっております。

○宮崎正義君 中身、A型は三DKなのか二DK
なのか。

○説明員(村上哲朗君) いま申し上げましたD型
というのが、俗に申し上げれば三LDK、広さは
六十六平方メートル、それから――

○宮崎正義君 何畳と何畳。

○説明員(村上哲朗君) これは畳のほうは六畳、
六畳、四畳半、それからリビングルームと称しま
すのが大体八畳、ダイニングキッチンが四畳半、
こういう規模になっております。それからC型は
三LDK、広さは五十九平米、その中身といいま
すか構造しまして、畳が六畳、六畳、四畳半、リ
ビングルームが六畳相当、こういうことになって
おります。

○宮崎正義君 Aはないんですか。いまCですか、
いまの。

○説明員(村上哲朗君) いまC型でございます。

○宮崎正義君 いまのC型ですね。A型の説明が
ないんじゃないですか。

○説明員(村上哲朗君) 先ほど申し上げました
――Aじゃなくて、一番最初に申し上げた十八戸
というのはE型でございます。

○宮崎正義君 E型――

○説明員(村上哲朗君) Eでございます。この規
模は三LDK、広さは八十二平方メートル、構造
は六畳、六畳、六畳、それからリビングルームが
十二畳相当、それからダイニングルームが六畳相
当、以上でございます。

○宮崎正義君 六畳と幾らですか、ダイニングル
ームは。

○説明員(村上哲朗君) 六畳相当でございます、
板の間でございます。

○宮崎正義君 もう一度すみません言ってくださ
い。Eのほう、お願いします。

○説明員(村上哲朗君) 三LDKでございます。ま
して、その三の畳の内訳は六畳、六畳、六畳、そ
れからリビングルームが十二畳、ダイニングルーム
が六畳、全体で八十二平方メートルでございます。

○宮崎正義君 これは構造を聞いたのですが、説
明がないんですが、冷暖房はどうなんでしょうか。

○説明員(村上哲朗君) 現在できております三百
一戸につきましては、冷暖房は各戸でとるというこ
とになっております。

ただ、御案内のように、筑波研究学園都市の公
務員宿舎につきましては、いろいろ御指摘もござ
いまして、現在できておりますのは従来の大きさ
の規模のもの、しかも冷暖房施設もなしにやっ
ておりますけれども、本年度から筑波につきま
しては規模あるいは質の面で改善を加えて現在建
築を進めております。それから将来地域冷暖房の
構想もございまして、まだ具体的には計画
はまとまっております。

○宮崎正義君 そうしますと、いま建っているの
は各個人が設置するようになるんですか、冷房に
しても、暖房にしても。

○説明員(村上哲朗君) そのとおりでございます。

○宮崎正義君 私は現場へ行きまして、非常にき
れいな建物だからと思ひまして、上がりました
ら、もうとてもじゃないが暑くてどうにもならな
い。そうして学園都市に胸をふくらまして、思い
切って研究に行こうという、またそこで将来を
築こうという考えのもとに移った方々も非常に落
胆をしているわけです。しかもCクラスですが、
一般職員の方々のところは非常に構造上うまく
ない、私はこのように見てきたわけです。これは
新しいからけっこう。ところが、従来の公務員宿
舎、現在でございます追浜あたりにありますのはむ
ね割長屋といいますが、そういうところに住ん
でいる公務員の人たち、またこの周辺にもあちこ
ちでございます。そういう公務員住宅等のことを
考えていきまして、大蔵省が従来のものの公務員

住宅とか、あるいは来年度については今度は冷暖
房を入れようという、前のやつはかつてにおま
えたちがやれみたいな形でほうり出されておま
えなことでは私はならぬと思うのですがね。こう
いう点について、どんなふうにお考えになってい
るのか、どういふふうにしていくかとするのか。大
蔵省の所管は大蔵省で言ってもらいたいのです。
藤仲主計官

○説明員(藤仲真一君) 私は公務員宿舎関係は担
当しておりませんので、担当の課長からお答えい
たします。

○説明員(村上哲朗君) 従来、公務員宿舎につ
いて年々建ててまいっておるわけでございますが
ども、どうしても絶対数がこれまでは不足をして
おりまして、数をふやすということに重点を置い
てまいっております。今後は、まだこれでも十
分、一〇〇%といつてはおりませんけれども、お
おねまかなえるような見通しがついてまいった
ものでございますから、今後においては従来の古
い老朽の宿舎を建てかえたい、それから、これか
らつくるものについて、従来の規模あるいは質の
面で改善を加えてまいりたいということ、年々
わずかながら改善を加えてまいっております。本
年度も、新しく建てます一般の公務員宿舎につ
きまして、世帯用宿舎について若干規模を大きくし
ておる次第でございます。

○宮崎正義君 どうも全部答えられないんです
ね。いままで建てているもののその不備なるも
の、それはどんなふうにして変えようとするの
か。住んでいる方々は公務員には変わらないわ
けです。最初から長い間苦勞なさつてずっと苦し
い生活をして、古ぼけた傾いた住宅にいらる者は、そ
こで公務員の一生を終らなければならぬか
もわからない。そういう人々には改善をして
やつて、よい住生活を与えてあげようというや
うな考え方はどうなんですか。そういう点をあわ
せて私はお尋ねしているはずですよ。従来建ててい
るやつもひどいのがありますよ。ですから、そう
いう住宅に対してどんなふうにかえて改善しよう

としてゐるのか、そういうことを聞いてゐるん
ですよ。

○説明員(村上哲朗君) 従前の、古いと申しま
すか、老朽しております宿舎については、できる限
りこれを建てかえる、あるいは部分的な手直し、
修繕で直せるものについては修繕を加えていく、
あるいは周囲の環境について、いろいろな樹木を植
えるとか街灯を取りつけるとか、環境をよくする
ことによつて住生活自身も向上させるというよう
な手は逐次打つてはおりますけれども、全体の何
といひますか、一年間の予算の中で、一方で数も
ふやさなければいかぬという要請もございま
すし、現状を一挙に改善をしていくというわけには
なかなかまいりませんけれども、御指摘の方向で
は逐次改善をしつつある状況でございます
し、今後さらにもその方向を強く進めてまいり
たい、こういうふうに考えております。

○宮崎正義君 いままでは数だけを補うためにど
んどんつくつていくのが主体だったんだという答
弁でありましたですね。新しく建てるものに入る
人、従前から古ぼけたところに入っている人、私
たちの考え方というものは、従前から苦勞して
入っている人のためにより多くの力を注ぐのがあ
たりまえだと思ひますがね。それがいまの御答
弁だと、徐々に改良しているんだというものを
全く無視した考え方じゃないか、こう思われま
すよ。どうなんですか。もう少し明確なはつきりし
た行き方というものを示していくべきだと思ひ
ます。課長さんですから、こうしますといつて断
言してやることはできないであります。私は
主計官だから、そういうふうな住宅問題につ
いては知らぬというのでは、私は済まされな
いと思ひます。何が隘路かと言へば、やはり予算
制、金だと思ひます。私はそう思ひます。少
なくとも大蔵省の問題は、大蔵大臣を私は要請し
たわけですよ。私の答弁に大蔵大臣を要請したわけ
ですよ。大臣ならばつきりお答えになりますよ。こ
うしていくという責任を持った答弁ができるので

す。

そういうことから考えあわせまして、この学園都市につきましても、これは開発をされていきますと、住宅というのは、個人住宅もずいぶん今日建てております。周辺都市を私はずっと回ってみました。ずいぶん建てております。そういうふうな面から考えていきたいと思います。これは大蔵省としては、大蔵省が公務員住宅を今日まで主管としてやってきたならば、いままでの分をどうしてあげなきゃならないかというところは当然考えなきゃならぬと思うのです。そこを先にやらなきゃならぬ。たとえばいまの学園の職員の間取りとしまして、六畳に六畳に四畳半、子供さんが二人か三人おいでになると本だなを置くところも手狭になつてどうにもなりません。Bクラスでも、これはかなりの間数をとっておりますけれども、いま行く人はいい。ところが、今日、住生活で泣いている公務員の人たちのために、もう少し血の通った考え方というものをしていかなきゃいけないのじゃないか、こう思うわけです。

そこで、藤仲主計官にお伺いいたしますが、この住宅ローンの金利上げの問題が出ております。報じられるところによりますと、この秋口の金融制度調査会の答申を待つて、またいままで押えていたものを吸い上げよう、セーブしようというふうな考え方をもちのようですけど、この点についてひとつ御答弁願いたい。

○説明員(清水汪君) 民間のことでございましたら――

私、銀行課長でございます。

○宮崎正義君 いま住宅というのは、あれは民間です。

○説明員(清水汪君) 民間金融機関の住宅ローンでございますが、これにつきましては、御案内のように民間銀行といたしましては、このところの国民福祉の充実という一番大きな政策課題に沿ひまして、非常に積極的にこれに取り組んでおります。で、基本的な方向といたしましては、たとえば全国銀行の――数字で申し上げてみますと、全

国銀行の住宅ローンの貸し付け残高は、昨年の三月末とことしの三月末と比べてみますと、約一兆円のものが一兆円というように倍増している、そういうふうな傾向をたどっているわけでございます。また、ことしに入りましてから金融政策が引き締め強化の方向に向かつておりますことは御承知のとおりでございますが、そうした中にありまして、住宅ローンの貸し付けにつきましては、その増加額を落とさないように極力努力するように、銀行自身も取り組んでおりますし、私どももいたしまして、そういう方向で銀行が努力するように指導しているというところでございます。

たとえばその数字で申し上げますと、都市銀行だけのケースで申し上げますが、これは都市銀行が一番引き締めが強く働いているわけでございます。すけれども、昨年の四月から六月というこの三ヶ月の数字をとって見ますと、全体の貸し出しの増加額が一兆一千七百億円、こういう増加額でございます。その中でいわゆる個人住宅ローンの増加額は約六百億円、全体の貸し出しの増加額の中に占める割合といたしましては約五割という状態であつたわけでございますが、それが本年の四月から六月の三ヶ月間について見ますと、全体の貸し出し増加額は一兆円弱、九千八百億円程度に押えられていたわけでございますが、その中にありまして民間の住宅貸し付けの増加額は約千七百九十億円というところでございまして、増加額の中に占める割合自体が去年の同期の五割に對しまして、ことしの場合には一八割というふうな高い割合に上昇しているということが指摘できるわけでございます。

そういう状態でございまして、極力まず量の確保について努力するようにやっておるわけでございますが、ただいま御質問の金利について申し上げますと、やはりこれもすでにことしの春以来、一般の短期並びに長期の貸し出し金利はかなりの勢いで上昇の傾向をたどっているわけでございますが、住宅ローンにつきましては、今日までのところこれを据え置くというところでやっているわけ

でございます。たまたま、この住宅ローンの重要性にかんがみまして、金融制度調査会におきまして、特に住宅金融部会を設けまして、この住宅金融の疎通あるいはそのための資金の確保のあり方、それからさらに金利のあり方という問題について現在検討しておるわけでございます。この住宅貸し付けの金利につきましても、やはり全体の金利の動きと全く無縁にこれを考えるということとはできないかと思ひますけれども、その住宅問題の重要性ということから、極力国民全体の納得のいく方向でこの金利のあり方というものをきめていきたい、そういう線に沿って現在検討している段階でございます。

○宮崎正義君 話が公営住宅からいきなり住宅問題にすばつと変わつちやつたものですから、その方向でまた話を進めてまいりましょう。

政府の、建設省の第二次住宅建設五カ年計画で公共住宅百三十四万戸ですか、それから公庫の融資の関係が百六十三万戸、民間自力建設が五百七十万戸、このように覚えておるのですが、これはこれでよろしゅうございませうか。

○政府委員(沢田光英君) 先生のいまあげられました数字、私ちよつと正確に聞いておりませんでしたが、いわゆる四十六年から始まり五十五年計画では、総数がたゞいま先生おっしゃいましたように九百五十万戸でございます。五カ年間に九百五十万戸を官民協力して建設をするということでございます。この中で、公的資金によりましてのがこの四割に当たります三百八十万戸でございます。その中で、いわゆる融資住宅でございますが、公庫の住宅は百三十七万戸――たしか先生がおっしゃつたと思ひますが、かような数字になっております。

○宮崎正義君 そうすると、民間自力建設は何百万戸になっていきますか。

○政府委員(沢田光英君) 九百五十万戸のうち三百八十万戸が何らかの公的資金、こういうものに關係するものでございまして、残りの五百七十万戸が民間自力と、かようなことになつております。

ただし、この民間自力等にも税制等による援助はもちろん入っているわけでございます。

○宮崎正義君 いや、私の言つたのでやや合つていたわけですね、若干違つてゐる面があります。

○政府委員(沢田光英君) はい。

○宮崎正義君 そこで、民間自力によるものが五百七十万戸、あくまでも、どういう形であろうとも、公共住宅の点から考えていきますと、民間にたよる住宅というものがほとんどであります。そうすれば、いま住宅ローンの関係で御答弁がありましたけれども、この結論はおっしゃつてもえなかつたんですが、いま調査中というふうなことなんです、大体、端的に言えば上げるのか上げないのかということなんです。この点どうなんですか。

○国務大臣(金丸信君) 住宅問題は現在が一番大きな政治問題であるわけでございます。そういう意味で、ただいま銀行課長からも懇切な説明があつたわけでございますが、建設省といたしましては、この住宅政策を推進する上においては、公定歩合の引き上げというものをされては困るというところで大蔵省に強く要請をいたしております。また、いままでも、大蔵省も、そのわれわれの考え方に同調していただいておりますのでありまして、今後ともこの考え方を引き続き強く大蔵省に要請してまいる所存でございます。

○宮崎正義君 これを見ますと――報道によるものですから――私はいま大臣の御答弁とは反対の方向にいくような印象を受けるわけです。大臣もごらんになったかと思ひますが、非常に心配するわけなんです。せつかくの民間自力建設を本来ならばさせないで、一人一住宅は与えてあげる、そういう政策をすることが何よりの住宅政策と思ふんです。この住宅難の問題につきましても、四十三年度から三百万世帯、四十七年度に三百万世帯というところで、五年間でやつと六十万世帯しか事実上解決されてないという、こういうふうなことも問題がございまして、私どもの住宅に対する

ということにいたしますが、その他の排水につきましても、漸次下水道事業の対象区域を拡大する等の方法を講じ、あるいは農林省当局が、今年度から創設されました農村環境整備事業等々合わせまして、両々相まって、こういった非都市部におきます畜産関係等の農村排水についても浄化してまいる計画にいたしております。

○宮崎正義 農林省の方、ひとつ答弁できる人を呼んでいただきたいんですが、干拓事業の問題もあります。この霞ヶ浦の干拓事業、それからいま申し上げました出島村の問題、養豚の問題、干拓事業がどのように今日なっているのか、そういう状態のわかる人、あなたもみんなおわかりになると思っています。安心していいんです。

それから水産のほうの関係もお呼び願いたい。このコイが御存じのように死んじやいまして、二十四億も一挙に壊滅をしておるといふ実情もありますし、この霞ヶ浦の問題というのは、大臣、これはたいへんなことなんです。御存じのように河口せき水のせきどめがございます。あの流れてくるものはみんなあそこへたまります。ですから、もういまひとついいます。それを九万二千トン。言うならば、説明によると八億六千万トンあるというのです、あの霞ヶ浦に。その水源がある。だから九万二千トンぐらい平気だと、こういうふうにも私は聞いておるのですけれども、それはほんとうかどうか知りませんけれども、実際上の九万二千トンを取っていく霞ヶ浦の水質問題が一体どうなのか。

いま御答弁がありましたけれども、その都市区域内はやるという御答弁がありましたけれども、この筑波研究学園都市建設法という法律の第二条にうたつてあることが、これはどういうことになるのでしょうか。「この法律で「筑波研究学園都市」とは、茨城県筑波郡筑波町、同県同郡、これ、ずっと書いてあります。そしておしまいのはうには、「学園都市にふさわしい公共施設、公益的施設及び一団地の住宅施設を一体的に整備するとともに、当該地域を均衡のとれた田園都市とし

て整備することを目的として建設する都市をいう。」、そうしますと、いまの私が申し上げました下水道なんか全くこの地域においては何にもできていないと言っている、ひどいものです。またあとで水の問題を一つずつ取り上げていきますけれども、先ほどの御答弁で地下水を八千トン取ると言いますけれども、何ですか、八千トンですか、八千トンですか——八千トンですか。地下水を八千トン取るというのです。東京都はいまどういう対策をしているのか、現在のこの周辺六カ町村の状態というものは、どんな水を、その町村の方々がどんなふうな方法で上水道としての用い方を生活をしているのか、どれだけの使用量を使っているのか、どれだけの地下水をくみあげているのか、そういうようなことを考え合わせていきます。でも、この水の問題はあとでがっちりやりましますけれども、まず周辺の下水道というものがどんなふうな施工されて、現状はどういう実態であるかというところを御説明願いたい。

○政府委員(吉田泰夫君) 先ほど申し上げましたが、実はわが国の下水道の整備はたいへんに立ちおくれしております。現在総人口に対する普及率は一九九程度というものでございまして、これを早急に整備していかなければならない。そのためには流域下水道、公共下水道、こういった網の目を張りまして、計画的に汚水処理を進める、こういうことであります。そのような状況でありますので、現在は、遺憾ながら、制度としては都市計画の区域の中で当面最も必要で、しかもおくれしておる市街地部分というところを最優先に行なってきたところでありまして、それでもなかなか市街地面積に対する普及率をとりまして、まだ相当の時日がかかる、こういう状況でござい

ます。しかしながら、特にこの霞ヶ浦をはじめ、主要な上水その他の水源地となつていような湖沼地域、そのほか環境がよいというような観光的意味を持つような湖沼の地域というものにつきましましては、一たび汚濁しますと、なかなか挽回がむずかしいという事情もありますので、一般の海に流

す場合以上に下水処理をはからなければならぬ、こういうふうな考えをもちまして、建設省といたしましても、あるいは農林省といたしましても、このような非都市地域におきますものにつきましても、全国重要な箇所から逐次手がけていかなければならないのではないかと考えて、現在計画をつくつていっている段階でありまして、はなはだ市街地以外の部分が立ちおくれしておりますが、いままでのところは、何をしておいても市街地部分というところ、まあそれにのみ専念してまいりました事情を御了解願いたいと思ひます。

ところで、この筑波の関係の下水道でございしますが、汚水につきましましては、この研究学園地区の全域を対象にいたしまして、全体計画、一日十立方メートルという施設を整備するということについてお話しして、この流末は南に下がりまして、竜崎崎とか牛久の都市計画区域等も含めまして、沿線の汚水も取り入れつつ利根川へ放流するという、先ほどもちよつと申し上げましたが、霞ヶ浦常流下水道というものを計画しておるわけでございます。現在その終末処理場用地も大部分買収が進んでおりまして、なお残る土地につきましても代替地を示して地元と折衝中という段階であります。管渠とあわせまして、先ほど申しましたような五十年出水期に間に合ふという

ことで進めておる次第であります。なお、雨水につきましましては、都市下水路というところで、これは処理を要しませんので、都市下水路三本というものを整備することにいたしております。それからそのほかに研究学園都市の公共下水道、これも十万人の計画人口で総事業費百二十三億円というものをもち、これも同じ時期に完成するということにいたしております。

○国務大臣(金丸信君) 前段の問題につきましまして、霞ヶ浦のコイが死んだ、この汚濁というやうな問題、公害というやうな問題だらうというやうな意見で、私も実はこの問題につきましましては陳情を受けまして、なおその水を持ってきて千トン以上のコイが死んだということは重大な問題だと思

いますし、また、その汚濁した水を見ますと、これはたいへんだという私も感じいたします。そういう意味で、この問題については、なお一そう行政的な措置をとらなくてはならない、こういう考え方を持ったわけでありまして、今後、この問題につきましましては、十分ないろいろの周知を集めて善処してまいりたい、こう考えておる次第であります。

○宮崎正義 市街化地域の関係だけが、ぐんぐん指定されたそういう地域だけが進められていて、私の申し上げているのは、その一番水源地である、その水源地にこの汚濁を落とす込んでいこう、そういうところが問題なんです、そういうところを早く始末しなければならぬ。そういうところをほうり出しておいてから、指定された地域のところだけは計画どおり進めていこうと言つた、だめだと言つたことを言っているわけなんです。で、先ほど言いました法律の第二条の点でも、「均衡のとれた田園都市として整備すること

を目的として建設する都市」ということですから、まわりをやらなければ何にもならないと思うのです。しかも、この水問題というところが、コイが死んだり、あるいは畜産のふん尿が下水道が完備していないために流れ込んでいます。そういうふうないまの実情を早急にどうしていかなければいけないのかということが何より私は大事な問題だと思ひます。いま大臣がコイの問題については陳情がありましたけれどもおっしゃいますけれども、都市が整備されて都市が広がっていきばい、その文化がもたらす汚濁というものはこれは膨大なことになる。その文化がもたらす根源の排水というものの、下水というものの整備が、先ほ

どお話がありましたように、利根川の云々という話がありましたが、先ず汚水が霞ヶ浦に落ちないやうにすることが先だと思ひます。そうしなければ、九万二千トンの水を霞ヶ浦から取ってくる、これはもう安心して水なんか飲めないということになるんじゃないでしょうかね、

どうなんですか。

○政府委員(松村賢吉君) 霞ヶ浦から取り出す学園都市の九万二千トンの水の問題でございすが、これは、この水量につきましては、霞ヶ浦の現在総合開発事業というのをこれからかかっておりますが、これによりまして、全体で約四十トン近い水が出まして、そのうち都市用水として二三・三六トンを供給を可能ならしめるといふ計画でございまして、計画の内容からして、九万二千トン、全体のぐく一部でございすけれども、これは水量的には確保は十分できる計画になっております。

それから水質の問題でございすが、この霞ヶ浦の水質が飲料に適するかという問題でございす。現在霞ヶ浦の水質が、先生いろいろ御指摘のように逐次悪くなつてきつある、また現状も相当汚濁が進んでいるところもございす。これにつきましては、霞ヶ浦の環境基準というものがきまつておられ、これは環境庁が直接担当してございすけれども、これによって排水の水質規制を強化しているところもございすが、抜本的にはやはり下水道の完備、これがどうしても一つの大きな要件となつております。そういうことで、下水道等の完備を進めていきたいと思います。よりましといたしまして、まあこの上水道の取水については可能であるということになっておるわけでございます。もちろん現在の水質で飲料が可能かどうかという問題でございすが、これは上水道設備そのもの、これに相当手間がかかるということはあるわけでも、可能であると私も信じておるわけでも、なお、この下水道の整備の促進というにつきましては、私も、私どものほうでいたしましては、いま国会に提出しております水源地域対策特別措置法、こういうものにおきまして補助率のかさ上げ等も考えておりまして、ぜひこの促進をはかっていきたいというふうに考えている次第でございす。

○宮崎正義君 現実論の上に立つて考えなきゃならないと思うのです。もうどんどん工事が進められていけばいいほどその比重も重なつてまいります。現在谷田部なんかは、全部あつちのほうは地下水をくみあげて、それを簡易水道式な方法でやつておるわけですね。これはもう周辺町村全部が全部といつていいぐらゐにそのようになつていゝというところは御承知だと思ひますけれども、いまお話がありましたけれども、霞ヶ浦の水で九万二千トンは楽だといふふうにおしやられたように受けとめたわけですが、全容量というものが、この霞ヶ浦の水といふものをどの地域でどれだけ使つていゝかということ、これをひとつ御答弁願ひたい。

○政府委員(松村賢吉君) 現在霞ヶ浦から使つてゐる水の資料につきまして、ちよつとここに持ち合せておられませんか、いまの計画といつたしましては、先ほどちよつと申し上げましたように、かんがい用水といつたしまして一六・六四トンをここから取水できるように考えているわけでございます。なお、都市用水といつたしまして二三・三六トン、合わせまして約四十トンを取らうと。そのうち先ほどの九万二千トンは入つておるわけでございますが、九万二千トンと申すのは、ただいま申し上げましたのは毎秒何トンでございすので、毎秒に直しますと一トン余り、一トン何がしの水になります。その程度の水でございすので、このうちの一部として取り得るということとを申し上げた次第でございす。

○宮崎正義君 そうするとあれですか、霞ヶ浦を使用している地域というのは、たとえば鹿島地域でどれだけ使用しているとか、そういうようなこととわかりませんか。農業用水がどうか。

○政府委員(松村賢吉君) ここに現在霞ヶ浦をちよつと持ち合せておられませんか、いま鹿島で使つてゐる水はたしか十トン弱を現在取つてゐるのではないかと思ひますが、ちよつと数字そのものににつきましては、調べますればすぐわかりますが、いまちよつとここに資料持ち合せておられませんか。

とで数字をそれじや出して下さい。それで境川とか桜川とか新川とか備前川、花室川等の、これは環境庁だと言われればそれっきりですけれども、この河川関係についてどんなふうにか考へていゝか。

○政府委員(松村賢吉君) これらの流入河川について水質の悪化していること、私も調査して知つております。それでこれらについて水質の規制につきましては環境庁のほうのあれになります。私が、私どものほうでいたしまして、ヘドロのしゅんせつと申しますか、河床のしゅんせつ等一部やつてゐるところもございすし、来年度からもうやうといふことで、こういうような浄化対策事業を考へて水質の改善に資したいといふふうにか考へております。

○宮崎正義君 いまのこの申し上げた五カ川、これはみなたれ流しで入つてゐるのですよ。これ、御存じですか。

○政府委員(松村賢吉君) たれ流しと申しますと、霞ヶ浦にその河川の水がそのまま入つてゐると、また川の中に汚水が、下水ですか、これが直接入つてゐるということ、存じ上げております。

○宮崎正義君 下水道が完備してゐないために生活用水が全部たれ流しで入つてゐるのですね。で、こういう問題から考へていゝまして、先ほど水の問題について、わずかだから平気だといふふうな御答弁がありましたが、これはたいへんなことだと私は思ふんです。地下水の問題を取り上げまして、これはたいへんなんです。東京都の地下水の規制ですね、昭和四十六年末から東京都は地下水のくみあげの規制、工業用水の普及等の問題で、東京都は、ここに地下水問題については真剣に取組んでゐるわけですね。私たちからすればまだ手ぬるい面が一ぱいあります。その証拠に、多摩地区なんか、もうすでに沈んだん直つてきておる。だけれども、あの広々とした広大な多摩地区が地下水をくみあげて沈下してきてゐる。それからいまの学園都市の六カ町村におきまして、ほとんどが地下水をくみあげてゐるんですよ。だから地下状態、沈下状態なんか、地盤沈下の状態をお調べになつたことがあります。

○政府委員(松村賢吉君) 霞ヶ浦周辺地区の地盤沈下状態については現在調べておられませんが、この地区においては著しい地盤沈下はないものと私も聞いております。ただ、将来の地下水の増高に對しまして、この地盤沈下のおそれ、これについては十分対策を考へて、地下水の必要以上なくみあげといふことについては十分考へなければいけません。そのためにも霞ヶ浦からの表流水の使用といふほうに上水道を持つていかなければいけません。これはないかといふふうにか考へております。

○宮崎正義君 水はたれいじやうぶだといふような御答弁がありましたね。ところが、六十一年の需給予測といふものが研究されて出ておられますけれども、これは建設省で発表しているわけですよ。建設省で発表しているんですよ。これについてひとつ御発言願ひたいんですが、南関東の問題について。

○政府委員(松村賢吉君) ただいま将来の水についてたれいじやうぶだといふことを申し上げたわけではないのでございすが、けれども、この学園都市の水の問題に限り、現在の霞ヶ浦の開発計画の中に入つておるということとを申し上げたわけでございます。

○宮崎正義君 広く南関東全体について申し上げるという、昭和六十一年の水需要を考へた場合に、年間約二十億トンの水が不足するといふことを私も、この調査の結果では考へております。この中には当然霞ヶ浦の開発も入つておられまして、上流のダムを相当開発するといふことについても入つておるわけでございます。こういうような開発をしても、しかも水が不足するといふおそれがあるわけでございます。このためには、これが不足するといふ前提になつておる需要はどういうことか

ということなんでございますけれども、この需要につきましましては、建設省で昨年の暮れに実は算定いたしました新国土建設の長期構想案というものがござります。これに基づきまして、人口あるいは出荷額のフレーム、そういうものを算出したしまして、それに基づいて全国の各ブロック別の水の需要というものを算出したわけでござります。

そういったしまして、このまた長期構想のフレームの概要でございますが、人口につきましては、現在の各ブロックのシェアが、大体現在と昭和六十年とほぼ同じになるようなシェア、と申しますのは、人口の集中というものをできるだけ排除いたしまして、集中度合いをさらに強めないようにしていこうという前提のもとでフレーム。それから工業の出荷額等については、京阪神等の地区につきましましては、この全国的な出荷額のシェアを極力押えまして、特に用水型の産業等の分散をはかるというようなことから、需要をある程度押えて出したわけでござります。それにいたしまして、まだ二十億トンほどの水が不足するということ、さらにこれの水の有効利用、たとえば工業用水の反復利用とか、それから下水道の再利用とか、こういうものをさらに考えていく必要がある。また、用水型の産業等の分散等につきましても、さらに徹底する必要があるというように考え方を持っているわけでござります。またさらに、それとともに、やはり水の開発につきましても、広く広域的な水の融通というのにもさらにはかなければならぬ。南関東二十億トンの水の不足といえますのは、関東地域内の水の融通というのがある程度考えております。しかし、他ブロック、たとえば中部ブロックとか、あるいは北陸ブロック、あるいは東北ブロックというところから水の融通までは実はいろいろの問題がありまして考えておりません。こういうものについても、可能なものについては融通というものをある程度考えなければならぬというように考えておるわけでござります。

○宮崎正義君 結論して、二十億トンが不足をするという見通しであるということなんでですね。そして、その対策としてはこれから考えなければならぬということ、また全体的に見ていって、そういう実情の中にあつて、現実の問題に立ち返つてみれば、霞ヶ浦は酸欠で、これはどうにもならない実態というものがその中には起きています。栄養過剰と言つては、バクテリア等の問題も生じてきております。この酸欠等の問題等も含めて、そこから水を補おう、それは水質検査等を基準に合わせてやっていくようにすればいいというものの、現在の面から見ていけば、これは容易ならぬ問題が残されていると思ひます。それがかかつて何かと言へば下水道の完備である、そういうようなことが大きな起因の一つだと思ひます。いずれにしても非常に、全体として一九九〇年まででないと先ほどの報告がありまして、学園都市の水はだいたいようぶだ、こう私は言ひ切れなかつた。ですから、その水をもとを、その水それ自体を完全無欠な水に戻していく、その水源というものをたどつていかなければならぬと思ひます。そういう点を考えていかなければならぬ、こう思ふわけですがね。

先ほど私質問をしております、御答弁がないのですけれども、その周辺の六カ町村に対する下水道関係がどうなつていっているのか、御答弁していただけたらいいのですがね。

○政府委員(吉田泰夫君) 周辺の町村も含めた区域を現在都市計画区域に指定しているわけでござります。これにつきましては、その中で市街化を促進すべき区域と、その他の区域に分ける作業を現在やっておりますが、その市街化区域といふのは、もちろん研究学園の区域ばかりじゃなく、その他の区域も一部入つてくるということになります。その市街化区域の中では、今後一般的に市街化が進みますから、それに對しましては、当然、街路、下水道等、計画速度を増して重点的に配分していくということになります。市街化調整区域につきましましては、これはまあ当分市街化を見合はすというわけでありますから、そういう積極的な都市施設の公共投資は行ないませんが、そういう場所におきましても、先ほど申し上げましたように、事水質に關係する下水処理について、現に住んでおられる方々、あるいは現に養豚場などが所々方々にあるという実情を踏まえて、これからの処理を受け持つことがどうしても必要になるんじゃないか。最近の改正によりまして、一定規模以上の養豚場は水質汚濁防止法上の特定施設ということで、みずから汚水処理を公共用水域に流すという義務が課されることになりましたが、その規模に達しないようなものもあります。一般の農村家庭排水というものもありますから、こういうものにつきましましては、私どもとしては市街地の下水処理も急務であります。特にこの重要な水源地域になつていよう、湖沼に流れ込む地域につきましましては、周辺農村部も含めて整備することが必要であらう、そのような方向で進めなければならぬと決意している次第であります。

○宮崎正義君 申し合わせで、三時半には休憩するといふ——いまちょっと区切りが、まだ区切りになりませんので、続いて質問をしますが、いま御答弁がありました周辺開発地区の開発計画、これなんかは特に公益的施設及び公益施設という道路、河川、水道、下水道と、これらが一番問題になつてくるわけですね。これが同じように進められていかなければならぬということなんで、そこが、いまの御答弁を聞いておりますと、事実現場に行つてごらんになればわかりまして、全くと、全くと手が打たれていないわけですね。片一方の学園都市の建設のほうは、ほとんど地盤整備を進め、建築用地も、建つてきております。その肝心の周辺が同じような計画のもとに進められていないといふふうに私は現場を見て承知するわけなんです、こういう面から考えて私は質問

を盛んに申し上げているわけです。ですから、観点はそこに置いてから御答弁をしていただくようにしていただきたいと思います、先に進んでいけないわけですね。その点どうですか。

○政府委員(小林忠雄君) 筑波研究学園都市建設法によりまして、筑波研究学園都市は、研究学園地区と周辺開発地区と二通りに分かれております。で、研究学園地区の中の建設計画につきましては、首都圏整備委員会が中心になりまして政府で決定することになっておりますが、周辺開発地区の整備計画は、法律によりまして茨城県知事が関係町村長の意見を聞いて計画を作成し、首都圏整備委員会の承認を受けるということになっております。現在、鋭意、茨城県が関係町村と計画を詰めていこうとござりますので、近くその計画が出てくるというのを期待しているわけですが、なかなかに現在のところ関係町村と県との調整についていろいろ問題がある。特に農業の近代化といふことと都市的な開発といふことにつきましましていろいろ問題がありますので、現在までのところまだ成果が出てきていないわけですが、御指摘のように、均衡のある都市を整備するといふ点から申しますと、研究学園地区のみならず周辺地区につきましても早急に整備計画の立案を進めたいと思つております。

○宮崎正義君 私は、いま御答弁がありました茨城県知事が周辺開発地区の整備計画をするということですが、一応できていないんじゃないですか。

○政府委員(小林忠雄君) 県の事務当局の素案のようなものではできていないように聞いておりますが、私、まだ十分に存じておりません。法律によりまして、関係町村と調整した上で出てくるわけでございます、この辺の調整がまだ十分できておらないようござります。と申しますのは、この周辺開発地区の整備計画の一番基礎になりますのは、こういうような地区について都市的な開発をどの程度にするのか、それから農業的な地域として保全をし、さらに農業振興をしていくのをどの程度にするかという、まあ都市的な開発と農業

的な開発との調整、これは具体的には都市計画法によります市街化区域と市街化調整区域の線引きにかかわるわけでございまして、その線引き案について、県が一応の事務原案を開係町村に提示をして、それについて意見を求めているようでございますが、町村と県との間の線引きについての案が十分に詰まっておらないことであらうかと思ひます。

○宮崎正義君 それを私はできているんじゃないかと言っているんです。きょうは持つてまいりませんでしたけれども、一応のプランというものはできているように私は思ふたんですが、各六カ町村と県との、こういう農業問題についてはこうだ、下水道の問題についてはこうだというふうなことがうたわれているものを私は見たような気がするんです。事実、現地へ行って一部もらつてまいりましたけれどもね、きょう、いま持つてきておりませんが、届けさせればすぐ手元へ来ますけれども、どうなんですか。

○政府委員(小林忠雄君) 周辺開発地区につきましては、いまの県と町村の問題があるわけでございしますが、実はそのほかの要因といたしまして、当初研究学園地区には、単に国の研究機関だけでなく、民間の研究も相当程度を集積するということになつていたわけでございしますが、国の研究機関の建設計画を立てた結果、既定の地区内はほとんど国の機関の用地に占められてしまったわけでございまして、最近こういうような情勢で建設が進んでまいりましたので、民間の研究機関等で周辺に入り込みたいという希望がかなりあるわけでございまして、そこで、ことしの四月、研究学園都市建設推進本部で計画の改定をいたしましたして、民間の研究機関及び私立大学等につきましては、蚕食的な市街化の防止をはかりつつ選択的に導入をするということになつてくるわけでございます。どういふ機関がどのように来るか、これがまあばらばらに入ってくるのは望ましくありませんので、そういうようなものとの調整がもう一つ残っているわけでございまして、それか

ら町村の側からいたしますと、研究学園地区だけが非常に都市的な整備をされて、周辺が全くの純農村で残されるということについては、必ずしも満足しないという点がございまして、周辺のほうでは、ある程度の都市的な開発をしたいということがあるわけでございまして。しかし、基本的には、やはり周辺地区というものは田園地区として緑地の多いものとして保存したいという県の希望がございまして、その間の土地利用の最後の詰めが十分に詰まっておらないこととございしますが、近くこの点につきましては結論が出るものと考へております。

○宮崎正義君 農林省、見えましたか。それじゃ御答弁願ひます。

○説明員(白根孝君) おくれまして恐縮でございます。

家畜のふん尿の処理をめぐりまして、いろいろと環境問題を起しておりますし、今後また安定的に畜産物を供給いたします上でも私も私どもとしては非常に大きな問題と考へているわけでございまして。特に、御質問のございました茨城県、霞ヶ浦周辺のことでございまして、御案内のように、茨城県は大きな畑作地帯でございまして、そのためもありまして畜産県でございまして、そのために、豚でございまして、全国で約七百五十万頭飼養されておりますが、茨城県ではその一割に当たります約六十六万頭ばかりが飼われております。乳牛とか肉用牛になりますとこの比率はかなり低うございまして、たとえて申しますと、乳牛では百七十八万頭ありますのが約五万頭、肉用牛では百二十八万頭のうち三万頭強というふうなこととございまして、集荷地では最も多いわけでありまして、量的に申しますと、たとえば豚が一日に排せついたします量は、平均的な豚で見ましたときに約六キロ程度というふうにいわれておりますし、私も人間の平均的な排せつ量というものが約一・五ぐらいというふうにいわれておりますので、量的に申しますと、約四倍強あるいは四倍程度というふうなことになつております。

それはそれといたしまして、そのようなことから環境規制、たとえば水質汚濁防止法の規制も昨年から畜産に適用ということになつておりまして、茨城県におきましても、環境庁と御連絡をとりながら、霞ヶ浦のたとえば水質汚濁の原因等につきましてもいろいろと検討を進めておるようでございます。私どもが現在承知いたしておりますのは、家庭排水なり工場排水なりを含めましてCODなどの見ましたときに、約一三〇ばかりがそのようなものに基因するのではないかと。その大半が、たいへん私どもとしては遺憾ではございしますが、畜産の面が影響しておるというふうな指摘も受けております。

実は、このような実態を踏まえまして、また霞ヶ浦の水が首都圏全般に活用されるというふうなこともございまして、そういう問題を踏まえまして、全国的な問題といたしまして私も現在対応いたしておりますのは、まず第一に、非常に今後問題分野が多かるうとは思ひますが、まず可及的に廃棄というところでなくて、活用するように、厩肥として利用するというような形を根幹に据えまして、そのための指導措置、これをまず強化するということを考えております。しかしながら、日本におきまして、かなり土地制約があるとか、いろいろ近郊的な農家が多い、住宅も都市化していることと進んでおるといふことから見まして、可及的に技術開発を急ぎますと同時に、かなりこれは適用できると思ふものは、大胆にひとつ現地に適用するということな技術をもつてこれに充てるといふようなこと、こういうことを中心に今後進めていく。どうしてもやむを得ない場合は移転というようにすることに相なるかと思ふわけでございまして、そのように総合的な対策を組むべきであるというように考へまして、まあ予算の額だけ申し上げましてたいへん恐縮でございますが、昨年は、その関連で、私どものサイドからいたしまして十六億ばかりの予算を計上いたしておつたわけでございまして、本年は三十億というふうな形にこれを強化してまいつてきておるわけ

でございます。なお、関連の融資制度につきましても、低利のものを供給できるようにというような措置を講ずる等のことをはかつてきておるわけでございまして、最近におきます環境保全の重要性、今後ますます私も自身もこの問題については腰を入れてやらなければいかぬというふうな考へておりまして、今後とも、このような関係の指導に遺憾のないようにつとめてまいりたい、こういうふうな考へておる次第でございます。

○宮崎正義君 私はその家畜行政——家畜をやめろと言っているのじゃなくて、あくまでも、どこまでも、私たちのたん白質を補つていく上においても当然どんなふやしていかなければならない、国内で全部需給のバランスがとれるぐらいまでやつて進めていかなければならないということ、その立場の上から申し上げているわけですが、ただ、いまお話がありましたように、非常にふん尿等の処理問題、そういうったようなことが等閑視されている、ほうり出されておつたということになつておるわけですね。それが大きな問題を起こしているというところで、これなんか出島村の点なんか御存じですか。どれだけの、家畜種別に分けて、排せつ量等なんかもひとつ計算をされた、調査をされた点、ございまして。

○説明員(白根孝君) たいへん恐縮でございますが、出島そのものにつきましてのものを現在持つておりません。

○宮崎正義君 まあ、出島という名前をあげて、出島の方々に非常に御迷惑かと思ひますけれども、やはりこれは行政面が指導が悪いということ、そういう結果をもたらしたのは、やはり政治が悪かつたのじゃないか、われわれを含めてそういうことが言えると思ふのです。いづれにしましても、約三十万頭ですか、いるわけですから、これはたいへんな、ふん尿にしても四倍以上だとおつしやいましたけれども、実際はもっとひどいらしいですね。まあそういうような面からいきまして、これはえらい大きな問題が残されておる。酸欠によってコイが、一挙に二十四億も損害を漁

民は受けて、さらに北の霞ヶ浦のほうまでこれはえらい酸欠によってコイの死亡がある。そういうような実情、どんなふうにお思いになっていきますか。

○説明員(白根孝吉) もうこの問題が畜産経営の存立というふうな面にかかりまして、こういう点は、私ももとしましては、もちろんでございますけれども、このような問題がいろいろと地域住民の環境汚染、こういうことにつながってまいりますと、当然にもうみずからの存立がでかかねるし、またそういうことがナショナルベースで申しました場合に、安定的な畜産数を確保するというようなこともきわめて不利益になるというふうなことになるわけでございますので、私ももとしましては、もう先生御指摘になりましたように、こういうものをなおさらにするというようなことは許されないう、こういうふうなことをおしえておまして、この面の指導はくれぐれも注意をして、重点的に取り扱っていくというふうなことでいくべきである、こういうふうなことをおしえておる次第でございます。

○委員長(高田浩運君) ちょっと速記をとめて。(速記中止)

○委員長(高田浩運君) 速記を起して。

○宮崎正義君 非常に時間を制限されちゃうと、これは非常に重大な問題一ぱいかかえていたわけですから、私としては十分にやらしていただきたい。これは委員長にお願したいんです。まあ、そうばかりも言っておられませんが、私も考えなければなりません。全体のことも考えなければなりませんので詰めていくようにいたしますが、そこで農林省のほうにまだ、先ほど私が質問しました干拓事業の件につきまして、その関係の方、来ておられますか、干拓事業の。

○説明員(木村勇君) 農林省でいまやっております干拓は、先生のおっしゃっておられますのは高浜入り干拓のことだと思いますが、その現状でございますか。——現状につきましては、当初漁業補償関係で四十六年の十二月にほとんど終わったわけでございますが、一部漁民の反対がございま

して、三十三名ほど反対がございまして、そのために摩擦関係が若干出た関係もございまして、農林省としましては、その反対漁民の説得に現在鋭意努力しておるわけでございます。加えまして、県並びに市町村のほうは、この事業の首都圏における食糧危機という問題で非常に熱心にこの事業の推進をわがほうに申し入れてきておりまして、で、できるだけ漁民と円満な解決をして着工にかりたい、こういう方針でただいまやっておりますのでございます。

○宮崎正義君 当初これは米の生産をやるうとしてやった——やりかかったわけでしょう。それをいま野菜に切りかえていこうという。まあそれはいいとしまして、いまお話がありました三十三名ですが、三分の二の人たちはどうにか話し合いがついて、三分の一、三十三名ですが、三分の一といえます。その問題が大きく残されていると言います。いまの御答弁だけではこのめんどいう——大体いつごろにこのめんどがつかのか、これもこの霞ヶ浦をめぐって周囲の大きな問題点の一つですが、もう少し時期的な問題、どういう点で紛争をしているか、詳細をひとつ御説明願いたいと思います。

○説明員(木村勇君) ただいまちょっと数字の問題で非常に恐縮でございますが、千七百二名関係漁業者がいます、そのうち千六百六十九名に對しましては漁業補償協定が締結できたわけでございます。で、その差の三十三名の漁民が強硬に反對しているというのが数字でございます。三分の一とございまして、約三割ぐらいですが、二割ぐらいの数になります。その反対の原因につきましては、いろいろ内部はあると思うのでございまして、実は、全学連が五名ほど現地に入りまして、全学連と反対の漁民とが一応一緒にたておるわけですが、で、彼らが申しております主たる原因は、霞ヶ浦の水揚げというところで、その一環の事業であるということが一つです。それから自然の環境破壊につながる、こういう主張です。そ

れからもう一つは漁業振興の問題を言っておるわけです。その三点にしろれると思っております。○宮崎正義君 話し合いのめんど、どうなんですか。これは四十六年の十月ごろから全学連が入りまして、それから反対派のほうも非常に強硬な態度になつてきたものでございまして、そのあととつとと県並びに市町村、それと農林省と、こういう三者で説得、それからその事業の必要性、そういう問題につきまして世論のPR並びに団結といひますか、そういう問題をやっておるわけでござい

ます。で、漁民につきましては、こちらのほうが会談を申し込んでおるわけでございまして、なかなか話し合いに依りてくれないわけでございますが、めんどとしましては、ことしの四十八年度予算として、これは一億五千万の予算を組みまして、着工するという態勢で予算を組んでおりますが、いまのところはつきりした、先生のおっしゃいますように何日ごろだとか、そういうめんどはございせん。できるだけ早くしたいということでございます。

○宮崎正義君 どうかひとつ、その点も長い間かかっている問題ですから、いつときも早く解決をされるようにしなせんと、やはりこの霞ヶ浦の水の問題にかかっている漁業問題ということなんです。それから、これも大きな一つのネックになっているわけですが、できるだけ早く善処していかねければならないと思ひます。早くできるように要望しておきます。

で、先ほど私質問をしましてお答えがないんですが、コイの問題について大臣からちょっとお話がありましたけれど、農林省のほうでは補償問題なんかはどう考えているのですか。

○説明員(渡辺武君) お答えいたします。

霞ヶ浦、北浦におきますコイの被害は、ことしの七月の十七日にまず霞ヶ浦の高浜入りの奥の部分で発生しまして、その後下流に被害が移行いたしまして、また北浦でも七月二十二日に発生し、七

月二十九、三十日にも発生しておるようでござい。被害の総数は約九百九十トン、被害金額にいたしまして三億五千万円というように推定されておるわけでござい

ます。このような被害を起しました原因につきましてはいろいろあるかと存じますけれども、まず第一は、霞ヶ浦、北浦に流入いたします河川の汚濁負荷量の増加ということが第一だと思ひます。第二点といたしましては、そのような結果、霞ヶ浦、北浦全体の水質の悪化、それに伴ひまして、栄養分が多くなることに伴うプランクトンの大量発生、それが枯死して沈んで、腐食し、酸素を吸収する、あるいは底にたまったヘドロの酸素消費量の増大による無酸素層の形成と、こういうようなことが結果いたします酸欠——酸素不足による窒息死といわれております。そのほか、ことしの異常天候による高温なり水位低下等がそのような、いま申しましたようないろいろな要因にさらに拍車をかけて、このような死傷事故を起したといわれておるわけでござい

ます。この対策といたしましては、まず養殖経営でございまして、漁業の中ではかなり資本をあらかじめ投下してやっております漁業でありますことから、被害養殖業者は大きな打撃を受けておるわけでござい。これが一日も早く立ち直ることができるようになるという意味の緊急対策といたしまして、茨城県におきましては、養殖コイの災害、経営資金の融通を行なっております。そして、それに対しては利子補給、末端金利が二分五厘になる程度での利子補給を総額二億一千万円ほど措置いたしております。また、酸素が欠乏したというところでございまして、酸素を水に与えます曝気装置につきまして、三百三十三台について補助をいたしまして、新たにそれを設置するというところ等を考えておるわけでござい。さらに恒久対策といたしましては、定例のしゅんせつ等の漁場環境の維持保全事業の推進等について検討するといふようなことになっておるわけでござい。まして、水産庁といたしまして、県とよく相談の

上、このようなことについていろいろ協力申し上げていきたい、このように考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 河川局長、お聞きのとおりです。河川の問題、それから水位低下の問題、いろいろございます。それからもう前にもさんさん申し上げた。私は順序よくずっとやってこうと思つたんですが、農林省のほうが陣容が整つていなかつたから逆な、先に結論だけどんどん進めていったようなことですが、実際はそういうふうになつていくわけですね。そういうことを河川局長、ひとつ承知の上で、それからまた下水道のほうもいつきも早く考えなければならぬ。周辺の問題が特に大きな要素になつていくということ、これらをにらみ合はして学園都市建設というものに当たらなければならぬんじゃないかと思つてます。

で、委員長からの話もありましたので、あと一つか二つで質問を終わりたいと思うのですが、まだ一ぱいあるんです。終わつたわけじゃない、きょうの時点の質問を終わるわけですから。

もう一つは、いま文部省の方、見えてますね。現在、四百メートルのトラックとか、あるいはテニスコートとか完成している施設があるわけですが、どなたですか、答弁なさる人は。

○政府委員(安嶋彌君) 管理局長でございます。○宮崎正義君 そうですか。それはもう使用できるんですか。やろうと思えばいつでも使用できるようになつていくんですか。

○政府委員(安嶋彌君) 使用可能でございます。すでに体育学部の学生が合宿等をいたしまして使用いたしております。

○宮崎正義君 茨城県の国体で、これが借りられたらなあというふうなことも、その話をちょっと聞いたんですが、それはいまお話を伺うと、開放しているようなお話なんです、いいんですか、それは。

○政府委員(安嶋彌君) 茨城県の国体との関連につきましては、私、承知をいたしておりますが、一般的に筑波大学の体育施設その他の、たと

えば大学会館等にいたしまして、大学だけの使用に供するということではなくて、筑波の研究学園都市におきまして、筑波大学が中心的存在であるというふうなことも十分考慮をいたしまして、地域のために開放的に使用してまいりたいというふうな原則的には考えておりますが、ただ、筑波大学の設置法と申しますか、関係法律もまだ制定されておられません。正式にこれを御指摘のような方向で供用するということな段階にはいつてないわけでございます。現段階では、完成した限度におきまして、事実上、東京教育大学の体育学部の学生等が合宿等に使用しておることとでございます。御指摘の課題は、今後正式に大学ができました際のあり方として、十分考慮してまいりたいというふうな考えております。

○宮崎正義君 ぼくは話を聞き違えて、一般に開放しているということだから、これはいいことだと思つたんですが、これはちょっと筑波大学そのものが、いま問題になつておられますし、あれだけの金はどこから出るんです。あのグラウンドの工事は、あれだけの土地の整備からあの施設をつくらなければならない、どこからお金が出てくるんです、だれのふところから。

○政府委員(安嶋彌君) これは国立学校特別会計におきます施設整備費でございますが、御承知のとおり、国立学校特別会計の財源は、特会自体の収入というものがございまして、大部分は一般会計からの繰り入れでございます。

なお、関連して申し上げます、筑波大学の整備につきますのは、現在の東京教育大学のあと地の処分財源というものが財源に一応予定されてはおりますが、しかし、これは究極的には税金によつてまかなうということであらうかと思ひます。

○宮崎正義君 税金でしよう、国民の。だから、国民全体で使用するべきじゃないでしょうかね、どうですか。

○政府委員(安嶋彌君) 租税によつて整備された施設ではございますが、しかし、筑波大学とい

う特定目的のために整備されておるわけでございますから、やはり筑波大学のための使用に供するということが原則であらうかと思ひます。一般の公園等におきます体育施設と同じように一般に開放するということは、これは施設本来のあり方からして、適当ではないんじゃないかと考えております。大学本来の使用目的に支障がない範囲において、できるだけ地域に対して開放的に使用に供してまいりたいというふうな考えておる次第でございます。

○宮崎正義君 それはわかります。私もわからないわけじゃないんです。大学ができない場合はどういうことになるかと心配したわけです。それからもう一つは、学園都市全体の住民の方があれば利用できればいいんじゃないかなというように、非常にりっぱなものですから、特殊な材料でりっぱなものができております。雨が降ってもだいじょうぶですね、そういうグラウンドなんです。ですから、ぜひこれは、あの地域住民の方があれば使うようになれば、これはたいした文部省は開けたなというふうに思えるわけです。

それからまだ一ぱいありますけれども、建設大臣、こういう研究学園都市のことについて全国からいろいろ要望があるだろうと思ひますが、北海道からも要望書が出ておられますけれども、こういう問題についてはどんなふうにお考えになつておりますか、これは文部省のほうもあるでしょうけれども。

○政府委員(安嶋彌君) 文部省におきまして新学園建設等調査会という調査会を設けてまして、自然環境に恵まれた場所に新しい学園をつくりたいというところで、学識経験者等の御参加をいただきまして、現在審議が進められておるわけでございまして、現在の審議の方向といたしましては、新しい学園のあり方——これはいろいろ問題があるうかと思ひますが、そうしたあり方、それから立地条件、これは先ほど来御議論がございました水の問題でございますとか、あるいは電気、ガスの供給能力の問題でございますとか、ほかに交通、通信

手段の関係でございますとか、そうした問題、それからさらに必要な土地の面積がどういう程度のもので適当であるか等々の項目につきまして、ただいま申し上げました調査会におきまして審議検討を続けておるということでございます。

○國務大臣(金丸信君) 所管が文部省というふうな関係でありましようかと思ひますが、建設省にもそういうような要望はあります。首都圏のほうにも要望はあります。そういう意味で私は聞いております。

○宮崎正義君 この学園都市の建設もいいと思ひますけれども、そのスタートが大事だと思ひます。今度の筑波の問題なんかも中身等がいろいろ問題が起きていくわけですから、そういうふうなことを当初ちゃんと計画の中に入れて、いま御答弁がありましたような、条件のそろつていくところというものは、これはもう考えていって私はいいと思ひます。北海道なんか最適だろうと思ひます。そういう面においてはどうでしょうか。

○政府委員(安嶋彌君) 北海道からも数カ所適地をあげまして、新学園都市を建設してもらいたいという御要請がございまして、先ほど申し上げましたように、新学園建設等調査会におきましては、まだ個別の審査判定をするというところまではまいっておりません。一般的に新学園のあり方でございますとか、立地に必要な条件等につきまして、一般的なものをさして現在検討しておるということでございます。まだ個別の場所の審査に入るという段階ではございません。北海道の御要望につきましては、私もよく承つておりますので、審議が進みますれば、そうしたことも逐次議題になつていくことかと思ひます。

○宮崎正義君 きょうの質問は、これで最後にしたいたいと思ひますが、土地問題についていろいろ問題がまだ残つていくわけです。これは前回も鈴木委員のほうから換地の問題等について相当こまかく質問がございました。私もまた別な角度で土地問題については資料をだいぶそろえております。この次の機会にゆつくりとこれはやらしていただ

きたいと思つてゐるんですが、当初、何といひますか、用地買収開始をしたのが四十一年の十二月の九日ということで、四十六年の三月三十一日には大体買収率が九九・九%の買収率というふうに報告書には記録されておりますけれども、当初、言うならば、安いお金で買収をされた、現土地上昇における価格とは相当な開きがある。この相当な開きについて、地元の当事者の方々もいまとなつては——という声もありますし、何らかのできれば補償関係も考えられないものだろうかという声もありますので、そういう点だけきようはお伺いをして、きようのこの質問をとめたいと思ひます。ひとつ、どなたでしょう。

○参考人(横濱雅雄君) おつしやいましたように、昭和四十一年に買ひこりまして、大体四十六年ぐらいに買ひたつたわけでございます。そういったことで、確かに現在周辺の土地が、この前も話が出ましたように、まあ大体使える場所が坪五万円をこえておるだろう、こう言われてゐる状態でございますけれども、私たちが土地買収のほうから言ひますれば、やはりそのときの時価で買ひこつてゐるわけでございますので、その過程におきまして、周辺の環境整備に対する負担とか、そういった形の援助というものはいたしたけれども、地価が上がつたからという補償、そういったものはこれは限界のない話でもございまして、私たちのほうでは考えていないと申し上げるよりしかたがございません。

○宮崎正義君 いま、単にそういうことだけでは済まないわけですね。売つた人たちの生活環境というものは、これは当然変わつてくるわけですね。そういうことからいろいろな問題が一ぱい生じてきてゐるわけですね。きようはせつかくおいでになりまして、訴訟問題もこれから入つていこうと思つたのですが、委員長の先ほどの話があるので、時間がありませんので、残念ながら、きようはこれでやめさせていただきます。この次の機会にゆつくりとひとつお聞かせ願ひたいと思ひます。私は私のほうでまた質疑を重ねていきたいと思います。

そのほか、これは水不足で電力問題が大きな問題になつてきますから、通産省の方、どなたかおいでになつていただけますか。ひとつ話だけ聞いておつてください。この電力問題で学園都市周辺都市に對してどういふ対策を講じていこうとしてゐるのかというふうな問題、一ぱいあるんですよ。そういうふうな問題、大事なことが残されたままで、きようは質問を閉じさせていただきます。

きようの私の質問を申し上げまして、一番関係の深い建設大臣のほうの所管であります下水道問題、それから上水道問題、これらの点についてやりとりをいたしました大臣の終極的な所感を承りたいと思ひます。

○國務大臣(金丸信君) 上水道の問題にいたしましても、下水道の問題にいたしましても、また周辺地域の整備の問題にいたしましても、これは当然やらなければならぬ仕事でありますし、またそれは急を要する仕事であると思ひますので、今後行政の面でできるだけピッチを上げて御期待に沿うようにいたしたい、こう考えております。

○委員長(高田清通君) 速記をとめて。

(速記中止)

○委員長(高田清通君) 速記を起して。
○岩間正男君 こういふ運営について、まず最初に質問者の立場からいへば、いつでもこういふやり方ですね。壁ぎわに迫り詰めて、時間がなければ、それで何とか了承してくれとかなんとかいふ形でわれわれにやらされてきました。こういうやり方は不当であります。

それから、ただいま与党理事の一人から、質問やらなければ棄権と認めるという発言があった。これはどういふ権限だ。これは委員長が首のならいざ知らず、さつき君には話したはずだよ、四時までに入らなければしやうがない、一時間以上やるのだから。けさは二時間ぐらい要求したわけですね。そうしたら、あんたたちは一時間で何してくれ、おれは一時間半は少なくとも必要だと、こう言つたのだが、さつき了承したでしよう、それでしやう。四時までに入れなければだめだよ、わ

ざわざ言つて、おれは通告したわけですね。そうしたら、いいよ、いいよ、こう言つた。ところが、いま何と言つたか。四時からというのに、こういふかっこうで、しかもこれは委員会がちゃんと申し合はせをして五時と。とにかく会期はこんな大幅に延長されて、こういう中で、またいままでの内閣委員会のあんまりいい例じゃないんだ。いまでもおそくおそくやつておる。しかも会期末までまだ一カ月ある。

そういう段階において、そうしてわずかにこんな時間を、まるで追い立てるようなやり方というのは、非常にこれは私は賛成できない。公平の原則はどこにあるんですか。だから取り消しなさいよ、こういうことは。何です、棄権と認めますということは。自分のことはたなになに上げておいて、自分のほうで条件を整えておかないで、そうして、いやおうなしにこういふところに追い込んでおいて、それで今度は棄権と認めますというふうなことは、暴言と言わなければならぬ。何回そういう暴言を一体繰り返すのか、許すことができない。これはあすの理事会で、この問題について追及するにしても、委員長ももう少し反省してもらいたい。そういうことをやつてゐるんですよ、筆頭理事言つたんですよ。四時に入らなければいけません、それに對して了承してゐるはずなんです。それをいまそういうことについては何ら触れないで、いきなり棄権と認める、何を言う。これは不成熟の発言ならそれはそれでいいだろうが、私はけしからぬと思ふんですよ。もう少しそういうところは反省しなければならぬ。

そこで、時間がなければ、ただ一点だけこれはもうお聞きして終わつておきますけれども、私は自然環境の問題について質問する予定です。基本的に自然環境を守るといふ、そういう点について、建設大臣は基本的にどういふ考えを持っておられるのか。ことに、この問題とも関連するんですが、川崎、そして木更津の間に、これは東京湾横断の大橋が、二十八日ですか、建設省案としては一

応決定を見た。しかし、これのまた自然に与える、環境に与えるところの影響は非常に重大だと思ふ。そういう態勢の中で、私はこれを前提として——こんなに私も準備してはいますけれどもね、それで、どうしてもただしておかなくちゃならぬ点があるんですが、きようはとにかく時間がありませんから、その大前提としての建設省の、どのようにして、ほんとうに建設行政と自然環境を守る行政を調和して一体発展をしようと考えているのか。この基本的な構想だけについてお伺ひして、私の質問はこれで終わつておきます。

○國務大臣(金丸信君) 道路をつくるということにつきましては、その利用目的も十分に検討しなければなりませんし、また環境という問題を無視して道路をつくるわけにはいきません。そういう意味で環境等、あらゆる角度から調和のとれた道路を建設すること、現在いわれておる、いわゆる産業優先というふうな考え方でなくて、環境保全、こういうふうなものを十分に考えながら目的利用というふうな問題も考へて、調和のとれた道路をつくつていくところに建設省の今後の道路の考え方はあらねばならぬと、こう私は考へております。

○岩間正男君 時間の申し合わせがありますから、この次にこれは継続さしていただきたいと思います。

きようはこれで終わりたいと思ひます。
○委員長(高田清通君) 本案に対する本日の審査はこの程度にとどめます。
本日はこれにて散會いたします。
午後五時四分散會

八月二十八日本委員会に左の案件を付託された。
(予備審査のための付託は二月二日)

一、文部省設置法の一部を改正する法律案

文部省設置法の一部を改正する法律案

(小字及び一は衆議院修正の部分)

附 則

(施行期日)

1 この法律は、松市の日から起算して三月をこえない昭和四十八年四月一日から施行する。
範囲内において政令で定める日

昭和四十八年九月二十一日印刷

昭和四十八年九月二十二日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局

N